―長野県小県郡塩尻村の事例から―

松村 触

- I. 課
- Ⅱ. 富農的蚕種経営の製造規模と資産
- Ⅲ. 個別経営分析
 - 1. 第 [階層一藤本蚕業会社一 (1) 藤本蚕業合名期 (2) 藤本蚕業㈱期
- 2. 第Ⅱ階層—清水官蔵家— (1) 1890~1910年代 (2) 1920年代~昭和恐慌期

- 3. 小
- №. 雇傭労働力と富農経営の性格―清水官蔵家の事例を中心に―
 - (1) 雇傭労働力の性格と量 (2) 常雇 (3) 村内日雇 (4) 村外日雇 (5) 季節雇

- (6) 富農経営の性格
- V. 結

Ī. 課 顋

本稿は、独占段階における蚕糸業の構造変化を実証的に解明する作業の 一環 とし て、わが国有数の蚕種牛産地であった長野県小県郡塩尻村の富農的蚕種製造経営の分 析を課題とする。個別経営の分析にあたっては、1910年代以前についても対象とする が、重点は蚕糸業一そしてとくに蚕種業一の構造変化が急速に進む1920~30年代中葉 に置く。

対象地の長野県小県郡は産業資本の確立期にわが国最大の蚕種生産地であった"。 その後は次第に全国牛産量にたいするシェアを低下させていったが、長野県は1920年 代以降も蚕種生産量全国比は20%弱で、他の主要蚕種生産県を圧倒的に引き離して、 依然最大の蚕種生産県であった(表1)20。また、小県郡も衰えたとはいえ同県の3割 弱のシェアを有した第1の生産地であり続けた。そして同郡の中でも塩尻村は富農的 蚕種製造経営を輩出させた著名な村なのであった。

分析に先立ち, 研究史を振り返って, 課題を明確にしておこう。一般に資本家的経 営の成立がみられなかった戦前日本農業において, 蚕種製造業は例外的に大量の雇傭 労働力を導入した富農経営³³を 輩出させたことで有名である が,蚕種業史の研究は依然きわ めて乏しい状態にある。とはい え,この時期を対象とした研究 としては,まず江波戸昭氏の福 島県信達地方の分析があげられ る⁴³。同氏は伊達郡伏黒村の富 農経営の動向を検討し,雇傭労 働力の分析を行うとともに,大 正期以降,新品種の善及・製糸 資本による蚕種生産の発展によ って富農的蚕種経営は大打撃を こうむり,残存した経営も製糸

表1 主要蚕種生産県の地位

(千蛾)

府 県	1920年	25年	30年	35年
長野県	163, 648	134, 280	170, 849	128, 004
(小県郡)	34, 468	39, 480	46, 262	30, 995
愛知県	69, 028	57,766	91,744	50, 374
群馬県	50, 036	40, 854	55, 788	51, 701
福島県	45, 545	48, 789	57, 037	32, 896
埼玉県	41,031	39, 577	45, 062	39, 927
静岡県	28, 359	31, 105	59, 425	62,702
全 国	818, 082	793, 926	997, 510	766, 146

(出典) 『農商務統計表』『農林省統計表』。 小県郡のみ『長野県統計書』。

注:『長野県統計書』の数値は、『農林省統計書』より少なめに表示されているので、小県郡の県・全国に対する比重はこれより若干高い。

資本の下請的蚕種製造機関に成り下がることによってかろうじて活路を見出していったことを明らかにした。また鈴木達郎氏は愛知県中島郡大里村の中規模経営を事例に、蚕種経営と土地所有との関連、そして雇傭労働力の分析を行い50、さらにやはり愛知県を対象として、大正末期以降大規模蚕種製造経営が多糸量黄繭種の開発をてこに特約製糸への販売量を増加させることにより、一層の発展を可能とさせ、それらは農民と製糸資本の階級対抗の中で製糸資本サイドに位置する一方、「有力な新品種の開発・普及者となりえない、つまり製糸資本と連繫しえない中小蚕種業者は、衰退・没落を余儀なくされるのである」とされた60。

こうした研究史に共通する点は、繭特約取引の普及による製糸経営への蚕種販売、製糸資本への従属化の指摘である。独占段階における蚕種業の分析の視点として、製糸資本の変容が蚕糸業全体の構造的変化に対して規定的であるうえに、繭特約取引の普及を通じた大製糸資本による農民の直接的制縛の進行がこの段階に特徴的な現象とされている以上、この繭特約取引の普及との関連を重視するのは当然のことといえよう。しかし、やや結論的にいえば、その具体相は蚕糸業展開の地域的特徴に規定されて、決して一様ではなく、それぞれに個性的であった。例えば、鈴木氏が、多糸量黄繭種の開発を非常に重視したうえで、これと製糸資本との「連繋性」を一体化させて蚕種製造経営の分解を説いた愛知県の事例は到底一般化できないし、昭和恐慌期における大小製糸資本の危機的状況下に製糸資本と結びつくことは、必ずしも蚕種富農経

営の発展・延命につながるとは限らなかったのである。そこで、本稿も蚕糸業の構造変化を解明する分析の一環として、製糸資本との関連を重視しつつ、わが国最大の蚕種生産地の富農経営が不況・恐慌下にいかなる対応をとり、いかなる結果を招いたかを課題の一つとしたい⁷。

次に、従来の研究史では、大規模製造経営の経営分析がなされなかった。さらにまた、個別経営分析が行われた場合も、財務的側面の分析がほとんど全く行われなかった。それゆえ、こうした富農経営がどのような資産的基礎のもとに営まれ、どの程度の利益を獲得し得たのかも明らかにされてこなかった。しかし経営の発展・衰退・没落を規定するのは、いうまでもなく単に販路の拡がり如何のみではなく、より直接的には財務内容それ自体である。それゆえ、こうした点を分析しない限り、富農経営展開の一般的な傾向の指摘に止まり、富農経営の発展・衰退・没落の要因を内在的に理解することはできないであろう。研究史のこうした欠を補うのが、本稿の第二の課題である。

第三の課題は、雇傭労働力の分析である。富農経営は家族労働力以上の大量の雇傭 労働力の調達をもってはじめて成立する。また富農経営の安定性は雇傭労働力の質に も大きく依存したはずである。上掲の江波戸・鈴木両氏は、それぞれ個別経営の資料 によって雇傭労働力の分析を行っており、とくに江波戸氏の分析は、長期の大量観察 的な貴重な成果であったといえよう。ただ、そこでの給源の異なるさまざまな性格の 雇傭労働力の経営にとっての意義については、検討されるべき課題とはなっていな い。また労働市場展開の地域的多様性を考慮すれば、主要生産地について、さらに実 証を積み重ねてその特徴を明らかにすることは不可欠の課題であろう。

以上のような検討課題をふまえて、以下、次のような叙述を行いたい。まず、村内の大製造経営層の製造量の動向と資産を検討する。ついでこれらを2階層に区分し、階層ごとに1経営ずつとりあげて、経営分析を試み、当該期における同地方の富農経営発展と没落の要因・条件を析出する。次に雇傭労働力の分析を行うが、資料的制約から1経営事例のみについて、かつ対象期は1920年代中頃までに限定される。それによって同村の蚕種富農経営の性格を明らかにしたい。

- 1) 拙稿「養蚕業の発展と蚕種商人の動向」(『土地制度史学』第104号, 1984年)。
- 2) なお、同上拙稿第2表の19年の製造量は4,633、対長野県比は25.9、1戸当製造量は684の 誤りであり、したがって大戦期にも1戸当製造量は減少してはいないことを、この機会に訂 正しておく。
- 3) 本稿で「富農(的)経営」という場合,賃労働が家族労働に匹敵するか,それを上回る経営を指し,賃労働が支配的である資本家的経営をも含む。

- 4) 江波戸昭『蚕糸業地域の経済地理学的研究』(1969年, 古今書院) 第 VI 章。
- 5) 鈴木達郎「大正・昭和初期における富農的蚕種業経営の展開と挫折」(『経済科学』30巻1号,1982年)。
- 6) 同「大正・昭和初期における蚕品種の動向と蚕糸業」(『土地制度史学』111号,1986年)。 なお、対象期が異なるが最近の蚕種業の研究として、さらに福田はぎの「明治期豪農の研究」 (『立教経済学研究』39巻3号,1986年)が、明治中後期における長野県更級郡の蚕種経営を 多面的な角度から分析している。
- 7) 筆者も、前掲拙稿で、「1920年代以降は上田蚕種会社をはじめとする大製造家といえども製糸家と何らかの結びつきなしには販路拡大は困難になっていった」(32頁)と展望しており、本稿はその検証でもある。

Ⅱ. 富農的蚕種製造経営の製造規模と資産

まず、当該期の小県郡における富農的蚕種製造経営の製造規模の一般的動向を述べ よう。

第1次大戦期に、一方では中小蚕種製造経営が急速に淘汰されるとともに、他方では大規模経営の急速な発展もまたみられた¹⁾。 20年代に入ると、大戦期中に 設立され、いきなり同郡トップの製造量を誇った上田蚕種株式会社に代わって、明治期以来の大製造経営たる藤本蚕業会社(塩尻村)が同郡第1位を占めるようになった(表2)。この上田蚕種と藤本蚕業の2社は全国的にみても、片倉・郡是等製糸兼営蚕種製造経営を除けば、トップクラスに属す大蚕種経営であった²⁾。 そして小県郡では、この2社が他に隔絶した規模を誇っており、他は多くてせいぜい3~4万枚規模であって、同郡の富農的蚕種製造経営は明確に2階層に分化した。そこで、以下では、上述の2社を第1階層、他を第1階層として区別しよう。

次に、塩尻村の蚕種富農経営の資産について、若干の資料に基づき、あらかじめ大雑把に評価しておこう。まず1922年における塩尻村の県税戸数割課税額より、各家の資産の実態を推定すると(表 3)、全被課税者中、村内トップの被課税者は、昭和初期に30町歩地主であったといわれる村内最大の地主中島吉左衛門で、1921年当時の資産は22万円とされている。第2位は藤本蚕業の佐藤善右衛門で、所得に対する課税額のみならず資産に対する課税額もかなり多く、資産額20万円近くを有する村内第2の資産家であることが判明する。しかし、第11階層の蚕種富農層は著しく資産が乏しく、資産に対する課税が仮に資産額比例課税であるとすれば、同階層のほとんどの蚕種富農層は資産1万円未満と推定されることになる。それゆえに同村における第11階層の富農層の自己資金も、きわめて少なかったといえよう。僅少な自己資金のもとにおいても、それまで富農的蚕種経営が営み得た要因の一つとしては、同地方の富農経

蚕 種 経 営・蚕 種 家	1921年	1924年	1927年	1930年	1933年	1936年
上田蚕種株式会社 (上 田 市)	84, 095	90, 994	111, 369	66, 853	85, 065	66, 987
藤本蚕業合名会社 (塩 尻 村)	62, 218	100, 180	115, 915	139, 138	112, 284	92, 771
原 理 兵 衛 (塩 尻 村)	20,770	23, 507	35, 384	27, 110	13, 364	-
倉 沢 運 平 (別所村)	17, 435	19, 447	23, 890	15, 085	13, 230	_
清水 官蔵(塩尻村)	16, 839	15, 805	18, 097	16, 498	<u></u>	
母 袋 忠右衛門 (塩 尻 村)	16, 095	21, 313	31, 733	27, 849	31, 355	19, 625
馬場蚕業合資会社 (塩 尻 村)	14, 809	18, 014	29, 038	35, 072	38, 329	30, 752
中 島 精 一 (塩 尻 村)	14, 305	19, 957	25, 374	21, 655	16, 329	10, 873
山 浦 善右衛門 (川辺村)	14,070	12, 867	24, 209	16, 506	_	_
清水 太郎左衛門 (塩 尻 村)	12, 221	20, 465	40, 647	29, 900	23, 748	11, 827
茅 野 慶次郎 (神科村)	10,934	16, 743	32, 113	36, 567	43, 599	30, 841
若 林 祐 作 (中塩田村)	10, 495	14, 904	22, 010	18, 527	19, 618	13, 306
矢 島 六左衛門 (県 村)	_	_	18, 274	19, 125	20, 184	13, 833
松 林 政 治 (県 村)	_	_	15, 356	18, 991	26, 535	20,066
					i	

(出典)『蚕業新報』356号・388号・422号・456号・526号所収の「全国蚕種製造家番附」。

営は大部分の種繭を「切繭飼」なる下請制のもとで調達し、その際種繭代は蚕種代回 収後の後払い慣行であったからい、あらかじめ原料代全額を準備する必要はなかった 点が挙げられるのであるが、こうした階層間の資産格差が経営動向にも大きな影響を 及ぼしたのはいうまでもない。

以下,両階層の経営の特質がどのように異なるかを明らかにするために,第 I 階層としては藤本蚕業を,第 II 階層としては清水官蔵家を事例として取り上げて,経営分析を行う。前者は昭和恐慌を切り抜けていった事例であり,後者は同恐慌下に破綻した事例である。

- 1) 前掲、拙稿。
- 2) 1924年に、藤本蚕業は全国11位、上田蚕種は13位であった。また製糸経営兼営の蚕種経営を除けば、それぞれ8位、10位であった。
- 3) 塩尻村役場『村会書類』所収の「県税戸数割納額決議案」。 なお, 中島家も1905年までは

注:1)製造枚数(1枚=28歳)1万枚以上または10万グラム以上で、4以上の表示年にあらわれる経営のみ。

²⁾表示していない経営で2万枚以上製造したものは、21年:中塩田蚕種合名会社38,730枚・丸子蚕業合資会社21,414枚、27年:工藤好人24,131枚・倉沢久兵衛21,942枚、33年:和田嶽一郎27,123枚・信濃蚕業社22,947枚。

³⁾表示していない経営で1万枚以上または10万グラム以上製造したものは他に、21年4経営、24年4経営、27年10経営、30年16経営、33年7経営、36年2経営。

^{4) 24}年以降の「藤本蚕業合名会社」は、藤本蚕業株式会社。

^{5) 33}年以降は、1枚9.375グラムとして計算。

表3 塩尻村の富農的蚕種製造家の県税戸数割課税額(1922年度)

(田)

							(11)
氏	名	村内順位	所得額	所得に対す る課税額	住家坪数に対 する課税額	資産に対す る課税額	課税額計
中島 吉	言左衛門	1	32, 418	223	5	241	470
佐藤 書	善右衛門*	2	14, 866	102	5	177	286
佐 藤	尾之七*	22	1,911	13	3	14	31
工藤	好 人	24	2, 254	15	2	12	30
母袋 忠	忠右衛門	29	3, 158	21	1	0	23
中 島	精 →	33	2, 563	17	2	2	22
原	理兵衛	36	2, 700	18	1	0	21
清 水	官蔵	47)	1,796	11	3	1	15
馬場	忠三	49	770	5	1	8	15
佐 藤	平 作*	59	771	5	2	4	12
佐藤八良	『右衛門*	87	422	2	3	1	8
清水太郎	『左衛門	92	907	6	1	0	7
		1					

(出典) 塩尻村役場『村会書類』(1922年)[上田市立図書館蔵]。

- 注:1)中島吉左衛門は蚕種製造家ではないが、参考のため掲げた。
 - 2) *は藤本蚕業会社を構成する家、馬場忠三は馬場蚕業合資会社代表。
 - 3) 小数点以下, 切りすて。
 - 4) 村内の納税義務者は576名。

蚕種業を営んでいたようである。同家『出納金仕訳簿』(1905~1923年)〔中島義定家蔵〕によれば、05年には「蚕種及繭糸代入ノ部」なる項目が存在するが、06年以降は「生繭糸売却代入」に替わっている。ちなみにこの資料によって同家の収支を示すと、付表のようになる。

これによると、すでに1905年には「公債及銀行利益」、ついで「預ケ金利子」が最大の収入項目であり、これはその後も一貫して変わらない(この「銀行利益」とは同家の経営にかかる中島銀行〈同村、1900年設立、資本金2万円〉からの利益であろう)。また同年には、雇傭労働力をかなり導入して生産した蚕種・繭・生糸・桑葉の売却収入が小作料収入を上回っているが、翌06年には早くも小作料が農産物販売収入を凌駕し、その後次第にその差が拡大し、地主化の傾向を強める。そして22年には養蚕は中止され、同家の農業経営はほぼ桑栽培のみに縮小された。このように村内最大の土地所有者は早々と蚕種業を廃業して、その後も生産者的性格を次第に喪失し、一層のレントナー化かつ地主化の方向を辿った。前掲、拙稿でも多少ふれたように、蚕種生産の発展を担ったのは、最上層の地主層ではなく、主として中小地主層であった。これは江波戸昭氏が明らかにした福島県伊達郡伏黒村の場合と同一である。

4) 「切繭飼」は、製造家が「原種」を養蚕農家に前貸して成繭を買い取るもので、「切繭飼」 を行う農家は、同時に複数の製造家から委託を受け、独立性の強いものであった。前掲、拙稿を参照。

付表 中島吉左衛門家の収支

(円)

													(1.1)
		収				入		支			_	出	
年次	小作料	貸付金 利子	預ヶ金 利子	蚕種・ 繭・生 糸代	売桑代	公債・ 銀行利 益	収入計	貢租諸 費	養蚕 入費	肥料代	雇人料	支出計	差引
1905	1,130	511	3, 438	1,345	482	3, 786	10, 50	886	69	687	262	2,943	7,559
06	2,058	27	3, 152	580	829	5, 371	12, 26	1,032	42	523	255	6, 104	6, 163
07	2, 168	22	1,862	534	1,110	5,600	11, 63	1, 303	100	501	285	3, 405	8, 232
08	1,404	40	1,936	583	910	6, 812	11, 91	1,300	59	540	271	3, 908	8,007
09	1,692	12	1, 999	522	1,038	6,721	12, 25	1, 441	80	345	255	3, 726	8, 524
10	2,058	52	3, 715	526	883	6, 274	13, 81	1, 410	41	481	347	3, 494	10, 317
11	2, 027	52	4,510	733	743	5,881	15, 95	1,600	24	463	427	4,784	11, 167
12	2,724	34	5, 184	744	715	6, 155	15, 90	9 1,575	17	453	343	3,705	12, 203
13	1,787	98	5,710	681	693	6, 490	15, 78	7 1,32	11	494	369	3,356	12, 430
14	1,744	28	6,347	451	722	6, 870	16, 50	0 1, 41	17	392	361	4,473	12,027
15	1,768	35	7, 192	468	524	6, 734	17, 03	7 1, 317	15	358	336	3,744	13, 293
16	2, 208	63	8, 104	819	244	7, 123	18, 84	5 1, 41	117	298	331	4, 120	14, 724
17	3, 298	50	7,876	1, 176	690	7, 624	20, 95	3 1, 49	15	46:	347	3, 576	17, 377
18	5,921	53	7, 093	1,065	795	8,890	24, 08	4 2,000	39	39:	2 459	5, 054	19, 030
19	5,928	3 5	7,722	1,606	1, 194	10, 179	27, 11	2 2,71	182	81	625	7,870	19, 241
20	5, 195	5 4	3,966	546	1, 418	15, 223	26, 85	8 4,04	183	3.	4 667	7, 205	19, 653
21	2, 44	2 28	7,010	651	44	17, 924	29, 45	4, 23	7 205	22	309	7, 240	22, 209
22	4,76	10	7, 142	2	1, 41	1 19, 426	31, 67	4 4,77	2	29	6 343	10, 113	21, 560
23	4, 69	5 19	7,838	3	1,83	20, 287	35, 44	4, 53	3	63	7 388	9,516	25, 923

(出典) 中島家『出納金仕訳簿』。

注: 収入:計には雑益、山林立木代、水車・貸家賃などを含む。田畑売却代、株式売却代は含まない。小作料は金納・小作 未売却代の計。

支出:一般家計費は含まない。

Ⅲ. 個別経営分析

1. 第【階層一藤本蚕業会社"一

藤本蚕業合名は、1908年3月に設立されたが、出資者の佐藤一族各家は、幕末以来の同地方の有力蚕種商人=製造家であった。また同社の蚕種経営は、1924年に株式会社組織に変更して発展を続けた。以下、合名会社期と株式会社期に時期区分して、同社の経営分析を行う。

表4 藤本蚕業の主要勘定

													(円)
1~ 12月	 (払込) 資本金	諸積立 金	借入金 払 手 形	特 別 借入金	土地建物	蛋 具	有 価 券	蚕 種収 入	種繭代	桑葉代	諸給	支 払子	当 期利益金
1908	5,000	_	3, 575	36,711	3, 79	480	32,946	6, 517	 3,048	2,806	492	2, 224	3, 683
09	"	_	"	"	3, 999	391		10, 988		2,809	704	3,001	4, 907
10	"	_	3, 672	36,801	4, 41	315	35,403	11, 46 0	2, 961	2, 942	745	2,930	4, 036
11	"	_	3,000	"	4, 22	176	38,913	12, 555	2,995	2, 623	845	3, 198	3,819
12	"	_	"	50,422	3, 857	272	42,228	12, 336	3, 504	2, 336	695	3, 560	4, 480
13	"	_	"	"	3, 57	262	48,638	12, 099	3, 259	2, 591	552	3, 495	4, 509
14	"		"	"	3, 30	290	50,954	11, 165	3, 079	3, 168	459	3, 594	3, 148
15	"	_	"	"	3, 160	280	52,664	10,839	2, 494	2,727	599	4, 073	
16	"	_	25	"	3, 100	350	58,235	14, 249	3, 354	3,500	660	3, 812	•••
17	"	4, 381	"	57,112	2,000	1,575	66,249	12, 301	5, 189	3, 815	285	793	12, 630
18	"	5,000		67,112	1, 400	2,745	75,712	22, 207	9,798	4, 551	1,031	1, 126	5, 463
19	"	"		"	1,000	2,830	93,780	61, 675	15, 662	7, 808	3, 156	5, 816	18, 379
20	"	"	27, 500	67,962	4, 647	4, 438	138,375	52, 259	18, 656	9,739	4, 594	11, 139	3, 363
21	"	"	42, 500	68,612	6,002	5, 260	140,275	62, 240	18, 179	3,836	5, 645	12, 875	
22	"	"	28,000	78,612	5, 002	5, 456	143,439	80, 944	25, 771	6,025	6, 668	12, 465	•••
23	"	"	20,000	"	••	5,608	145,229	106,930	31, 183	6, 895	8, 345	11, 491	···
24	150,000	_	11,700		92, 917	18, 816	支店勘定 35,721		34, 828	8,380	8, 966	3, 118	 12,057
25	"	1,600	12, 000		93, 217	20, 811	37,435	124,565	58, 044	10, 926	9, 803	4, 736	27, 794
26	"	4, 100	18 , 583	_	"	20, 717	29,178	125,414	55 , 17 4	9,926	10, 054	4,005	18, 762
27	"	8, 200	40, 434		89, 398	21, 375	29,078	126,583	45 , 453	9, 478	13, 352	4, 373	8, 695
28	"	12, 300	65, 959	_	114,95	 21, 259	"	119,315	54, 483	6, 151	14, 923	6, 014	13, 216
29	"	16, 400	85, 040	_	123,54	20, 828	"	133,596	56, 663	5, 864	14, 812	8, 473	8, 815
30	"	7,000	113,335	_	126,89	23, 185	"	86, 387	37, 916	3, 057	11, 272	10, 007	△ 87
31	"	"	131,580	-	126,85	20, 999	"	73, 661	29, 318	2, 644	9, 988	10, 869	25
32	"	"	114,727	_	124,35	19, 356	"	85 , 57 8	31, 336	2, 298	12, 059	9, 160	7, 190
33	"	8,800	86, 822	-	121,79	20, 943	"	136,774	47, 749	2,807	14, 629	9, 531	12, 393
34	"	10, 950	106,464	_	120,89	22, 897	"	71, 704	24, 314	2, 245	10, 552	8, 212	△ 2,457
35	"	11,750	110,024	_	120,39	23, 196	"	90, 258	33, 099	1,702	11, 270	8, 587	3, 231
36	"	12, 250	118,398		121,58	21, 924	"	123,693	37, 952	1, 451	13, 064	8, 300	7, 587
37	"	12, 45 0	142,955	-	126,64	21, 204	"	127,881	49, 971	2, 240	13, 567	9, 379	3,512

| 12,430| 142,430| 142,533| - | 120,640|21,204| " | 127,881|49,971|2,240|13,567|9,379|3,512 (出典) 藤本蚕業合名『総勘定元帳』(198年),同『仕訳帳』(1990~18,21~23年),同『会計帳』(1919年),同『会計仕訳帳』(1920年),藤本蚕業(株)『営業報告書』(1924~37年)。
住: 1)1908年は3~12月。同年の利益会は『仕訳帳』(1909年)により修正。
2)24年以降の「借入金・支払手形」は、当座預金貸越を含む。

(1) 藤本蚕業合名期

まず表4によって同社の収支をみると、蚕種収入は18年まで漸増傾向を示し、19年 には一挙に6万円台に到達する。蚕種収入の2~4割は種繭購入代に充て られ てお り、かなり大量の種繭を「切繭飼」によって調達していることがわかる。また桑葉も 大量に購入しており、自家飼育もかなり行っている。ただし少なくとも 1922 年 ま で は、わずかではあるが、「殼儲²」」なる方法で種繭を調達しているようで、この「殼 儲」農家に対しても、桑葉を供給していたはずである。さらに、自家飼育の場合も飼 育・製種の作業場は1ヵ所に集中させたわけではなく,従来のまま,各家で製造して いたことが、同社の帳簿類から判明する。 したがって、1908年の法人化の意義は、 それまでの同族4家の個別経営を合体させた資本の集中であったが、それによって新 しい生産力的基盤のもとで生産活動を行うようになったわけではない。ただし1916年 頃からは「一代交雑種」製造にともなって原蚕種製造が直営の作業場で本格的に行わ れるようになったようである40。 労働力については同族の当主がかなり恒常的に勤務 しているが、1909年の主に原料購入・蚕種販売業務にかかる「給料し704円のうち、 出資者たる佐藤一族への支払額は99円にすぎず、会社設立当初より賃労働が支配的で ある。ただし同族各家における労賃支払額・その内訳は明らかではなく、同社全体の 労働に占める賃労働の比重は判明しない。しかし同社の蚕種製造規模からいって、お そらく当初から賃労働が支配的な資本家的経営と規定しうるのではなかろうか。

以上のような収支構成のもとで、負債をみると、設立当時の資本金は5千円であったが、同族からの恒常的な借入金(「特別借入金」)が10年代初頭まで3万6千円、12年~17年は5万円余、18年以降は7~8万円程度存在しており、両者を併せた4~8万円が実質的な出資金とみなすことができ、同族出資額の大きさが、まず特徴的である。「借入金」は、19年までは年度末残高は少なく、14年までは期中も第十九銀行からの3千円の借入で事足りていた。しかし15年には東京の十五銀行から1万円を借入れたのをはじめとして、借入額が次第に増加していった(表5)。ただし、20年に第十九銀行株払込のために同行から1万5500円を借入れた場合のようにが、これらは株金払込を目的とした場合もあった。しかし、多くは蚕種業にかかわる一時的な支払いに利用されが、したがって該業の規模拡大によるものである。さらに同社は20年4月時点で第十九銀行と1万円の当座貸越契約を結んでおりが、頻繁に同行と取引を行っていたが。

資産は、「有価証券」の項目が最も多く、同社は蚕種会社であるとともに、じつは 佐藤一族の資産保全会社でもあった。「蚕種販売権」については、11年に他業者から

-	т	•

借入先	1915年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
第十九銀行	3,000	3,000	2,000	3,000	14,000	15, 500	15,500	25, 500	20,000
十五銀行	10,000					8,000	8,000	8,000	8,000
信濃銀行			3,000						
塩 尻 銀 行					15,000	2,400	3,000	3,000	
原 勝治	·					4, 210	4,000	4,000	
上田蚕種会社							15,000	20,000	20,000
計	13, 000	3,000	5,000	3,000	29,000	30, 110	45, 500	60, 500	48,000

⁽出典) 前表と同じ。

450円分を購入して販路を拡げた後、減価償却を行って次第に減少させている。

このような財務構成のもとで、創立当初から3~4千円の利益金を生み出していたが、大戦末期には利益金もかなり大きくなり、戦後の19年のそれは1万8千円にも達した。また「特別借入金」の同族への利子支払も含めると、出資同族=藤本蚕業が得た実質的な利益はさらに増加していたことになる。

20年恐慌は同社の蚕種収入を減少させたものの、それほど大きな打撃にはなっておらず、資産の有価証券も全くとりくずしていないし、同年も3千円余りの利益を計上しえている。そして蚕種収入は翌年にはすぐ回復し、その後も順調に増加していった。

(2) 藤本蚕業㈱期

さて、20年代以降も佐藤一族は、藤本蚕業合名会社を引き続き同族の資産保全会社 として存続させる一方⁹、 蚕種製造経営については、24年1月に資本金15万円の藤本 蚕業株式会社を設立して分離独立させた。株主は同族のみで、資本金はほとんど全部 土地・建物・蚕具等の現物出資とみられる。

まず経営動向を一瞥すると、同社は前述のように、20年代も製造規模拡大傾向を示した。株式会社設立後まもない24年2月には、茨城県土浦に宅地を購入して支店を設置し¹⁰⁾、同社の主要な販路である関東地方の販売拠点とした。しかし表4から明らかなように昭和農業恐慌下の30・31・34年には、欠損を出すか、またはほとんど利益金

注:1)「計」以外の各金額とも年内の最高額。「計」は各借入金の合算で、実際よりやや上回る。

^{2) 「}塩尻銀行」は、21年以降上田銀行塩尻支店。

^{3) 23}年はこの他、中信銀行・永続銀行から各2000円借入している。

を計上しえない事態となり、とくに30年には積立金を1万1500円もとりくずして大きな打撃を蒙った。とはいえ同社は打撃に耐え、昭和恐慌をなんとか乗り切って事業を継続していった。このような展開を支えた要因をさぐるために、次に同社の販路・技術・財務の側面を順に検討しよう。

第一に、同社の販路は、関東地方および長野・山梨・福島の諸県が中心であった が11)、これらの地域では製糸資本と農民との繭特約取引の普及は、少なくとも昭和恐 慌期に至るまではきわめて緩慢であった。それゆえ20年代末頃まで繭特約取引の影響 による販路縮小を蒙ることはなかった。これが昭和恐慌期までほぼ順調に経営を展開 しえた一要因と考えられる。しかし、30年前後にはこれらの地域にも繭特約取引がか なり普及し、かつ多くの場合、製糸資本が養蚕組合に蚕種を配付するために、一般に これが在来の蚕種製造経営に大きな影響を与えた。藤本蚕業も同様に販路の一部をこ れによって失い、これに対する策として、一方では既成の特約取引関係に割り込むこ とによって販路の回復を試みるとともに、他方では特約製糸12)と提携し、特約養蚕組 合用の蚕種製造をも試みた。すなわち、30年度の同社『営業報告書』には、「販売方 面ニ於テハ製糸家ガ特定組合設置ノ進展ニヨリ旧来ヨリ安固ナリト信セシ得意家ヲ奪 取セラルル傾向著シク為メニ得意維持ニアラユル方策ヲ講スルト共ニ製糸家トノ特約 関係其ノ他ニ新販路ヲ開拓スル等大ナル犠牲ヲ払ヒツ、アル」と述べられている。そ してまた32年には「小口組13)」(5714枚)・丸興製糸14)(1万714枚)・信濃 絹 糸 紡 績 (857枚) から計1万7285枚の蚕種製造を受託していた150。ただし、この製糸資本か らの受託蚕種製造は、同社の全製造量の14%にすぎないことにも注意しておきたい。 すなわち、同社は恐慌期においても依然従来通りの個々の農民ないし仲買人向けへの 販売を主軸として営業を続けていったのである。それゆえ,30・31・34年に利益をほ とんど計上しえなくなったのは、30年の同社『営業報告書』に記されているように、 恐慌下における窮乏の農民からの種代回収が困難になったためであった160。そして, その後も同社は製糸資本から製造受託を簡単には増加させようとはしなかった。33年 も製糸経営からの蚕種収入は,丸輿3千円・信濃絹糸803円・小口製糸所805円・金山 製糸 245円で,同社の全蚕種収入のわずか 3.6%にすぎなかったのである 17 。

では、なぜこれを増加させなかったのであろうか。もちろん、すぐ後で述べるように、同社は、20~30年代において注目すべき優良品種を結局開発させえなかったために、有力製糸からの製造委託の要請が少なかったのかもしれない。しかし、その点で同じ条件であった次にみる清水官蔵家が、31年に一気に販売量の4割を特約取引用蚕種にさせたことを考慮すれば、もう少し別の事情があったことにも気がつく。すなわ

ち、特約製糸への販売量を増加させ、製糸資本依存の経営に移行させることは、危機 に陥った製糸経営からの蚕種代回収難が、自らの経営をも一挙に破綻の危機に陥らせ る危険があったのであり、同社も製糸経営からの種代回収不能を強く警戒していたの である。だから,同社は周到にも取引先の製糸資本の信用調査を東京商業興信所に依 頼していた。そして例えば33年1月の丸興製糸に関する調査結果は,「八十二銀行(旧 十九銀行関係) 片倉会社カ其ノ中心責任ニアレバ現在トシテ警戒ヲ要スル点ナシ」と いうものであったが,同年12月の小口製糸所の調査 報 告 に は,「同業者ノ地位」は 「第三流」で,「信用盛衰」については「ヤ、衰,ウスシ」とされ,所見としては「取 引上警戒要あるものと考ふ」とされていた180。こうして35年の蚕種収入には,丸興製 糸2498円とともに片倉製糸(松本・須坂製糸所,上田出張所)791円,昭栄製糸262円 など大製糸資本からの収入が含まれるようになった反面,小口製糸所からの入金はな くなっていた19)。このように同社は,農民・仲買商への販路が,なお広範に残存して いたことを背景に、28年には県内北佐久郡中佐都村の蚕種家池田慎吾の事業を吸収す るなどして農民への販路拡大を試みる一方20),製糸経営破綻による直接の影響を回避 するために取引製糸資本を選択しつつ、製糸資本からの製造受託をまだ本格化させな かったものと思われる。とはいえ,昭和恐慌期以降,関東・東山地方にも特約取引が 次第に進展していったから、そのことは同時に同社の製造規模拡大を30年前後で頭打 ちにさせることにもなった²¹⁾。

第二に、蚕品種に関する技術的側面をみよう。当該期には基本的に海外生糸市場に規定されて蚕品種の改良と統一が急速に進んでいったが、そうした過程に蚕種製造経営がいかに対応しえたかは、経営動向の分析にとってきわめて重要な問題だからである。同社はこれに対して、台湾等各地で品種試験を行って新品種の開発・生産に努めている。すなわち、やはり30年度の同社『営業報告書』には、「製糸方面ニ於ケル品種改善=伴フ新品種ノ育成ハ目下急務ニシテ此品種戦=遅レンカ営業上ノ打撃ヲ受クルコト大ナルヲ以テ前年来台湾其他各地ニ於テ品種試験並ニ原種ノ増製=多大ノ費用ヲ投スル・・・・・・・」」と記されている。その結果、同社は「藤支」「藤華」なる独自の品種を育成している²²²。しかし、結局当時支配的であった「国蚕系品種」(国立蚕業試験場育成品種)や大製糸資本育成品種に対抗しうるような品種育成は困難であり、上述の開発品種は実際にはあまり製造されなかったといわれているし²³³、32年の製糸資本からの製造受託品種も「国蚕系品種」であった。こうして藤本蚕業は、後述のように37年以降、大製糸資本片倉製糸の系列に組み込まれてゆくまで、蚕品種は国立蚕業試験場のそれに依存することによって、かろうじて事業を維持していったのである。

第三に、同社の財務内容の特質を検討する。20年代半ばには、未だ「借入金」・「支払手形」の年度末残高は資本金に比して多くなく、利子支払額も3~4千円であるが、20年代末から借入金への依存度が急速に高まり、昭和恐慌下の30・31年には「借入金」・「支払手形」の年度末残高は10万円を越え、支払利子も1万円台となっている。こうした傾向はその後も継続し、20年代後半以降の経営は他人資本への依存を強めることによって展開された。このような他人資本の増大は、30年に「靴下部」を設置するなどの事業拡大にもよっていたと同時に²⁴⁷、藤本蚕業合名への貸越の増大によるところも大きかった²⁵⁷。各年の利益金をみると、やはり20年代に比して30年代はかなり減少しており、また利子支払額が増加して利益金額を圧迫していることが明らかである。それにしても恐慌期の打撃に耐ええたのは、財務面でいえば、20年代末までの順調な経営による積立金の一定の蓄積と同社の資金調達能力であったといえよう。

主要な借入先は表6・7によって明らかであるが、一貫して第十九銀行(八十二銀行)が中心であり、また藤本蚕業の佐藤尾之七が社長を勤めた同業の上田蚕種㈱からもかなり借入れていた。さらに地方金融構造の変容に規定されて、合名時代にみられた零細地方銀行が消え、代わって信用組合や安田銀行・千代田生命といった都市金融機関の比重が増加している。そしてこの千代田生命からの借入は、藤本蚕業が遅くとも1920年以降、同生命の代理店となって保険募集を兼営していたことによるものであった²⁶⁾。

							(円)
借 入 先	1926年	28年	29年	30年	35年	36年	37年
上田蚕種会社	10,000	18,000	25,000	25,000	25,000	25,000	20,000
第 十 九 銀 行		20,000	30,000	54,000	46, 570	54, 619	64, 342
細 川 賢 一		3,000	3,000				
池 田 慎 吾		6,000	6,000				
塩 尻 信 用 組 合				10,000		1,002	1, 692
千代田生命保険				4, 170	12, 277	11,750	17, 574
安田銀行上田支店					11,000	24, 877	24, 135
日本勧業銀行				_		1,150	1, 200
=====================================	10,000	47,000	64,000	93, 170	94, 847	118,398	142,955

表6 藤本蚕業 (株) の借入金・支払手形残高

出典) 表4と同じ。

注:1)35年以降の「第十九銀行」は八十二銀行上田支店。

^{2) 36・37}年は当座預金借越も含む。

^{3) 37}年の計には、この他、信濃組糸紡績8千円・安田銀行本所支店1千円を含む。

34年 4,588	35年
4, 588	0.500
	3, 588
1,500	1,500
360	
370	1, 307
100	104
479	1,045
813	1,040
8, 212	8, 587
_	1,500 360 370 100 479 813

(出典) 表4と同じ。

なお、種繭購入額は3~5万円程度で大体一定しているが、桑葉購入額は、20年代中頃の1万円前後に対して、30年代には2千円前後と大幅に減少し、自家飼育規模の縮小を物語っている。こうして大規模製造経営は飼育過程をいよいよ外部の飼育分場に委ね、製種過程のみを行う方向に進んでいった²⁷⁾。

以上のように、藤本蚕業は昭和恐慌期を経ても、関東・東山地帯における農民・仲買人への販路の広範な残存を背景に、丸興製糸など一部の製糸経営からの製造受託を受けつつも、国立蚕業試験場の品種をもって、依然として基本的には製糸資本を媒介しない農民向け販売を主体とし、製糸資本からの独立性を保っていた。それゆえに、30年代に入ると規模拡大をなしえなかったと同時に、また蚕糸恐慌下における製糸経営の破綻の余波を小さくすることができた。もっとも同社は養蚕農民からの種代回収難に直面したのであるが、20年代までの蓄積と一族の資産所有を背景とした資金調達力によってそれを乗り切っていったのである。

しかし、34年に「原蚕種管理法」が成立して、37年に「指定品種」として片倉製糸育成品種などごくわずかの民間育成品種が「国蚕系品種」とともに指定され²⁶⁾、36年には「産繭処理統制法」が成立して特約取引が認可制となり、特約取引がいよいよ拡大するに及んで²⁹⁾、藤本蚕業も、もはや大製糸資本の系列下に組み込まれ、優良品種の製造と安定的な販路を保証されることを有利と判断するに至った。すなわち、37年

注:1)32年以降の「第十九銀行」は八十二銀行。

²⁾³⁰年の資料は計算が合わないが、そのままにした。

末に藤本蚕業は、丸興製糸の実質的な親会社たる片倉製糸の原蚕種を譲受けて蚕種製造を行い、丸興製糸は藤本から技術者を迎え入れて傘下養蚕組合の技術指導に当たらせることになり、丸興製糸とより本格的な営業の提携を行うことになった³⁰⁾。これによって38年度の藤本蚕業本店の蚕種収入10万4023円のうち、丸興からの収入は7割近くの6万9030円にも達した。こうして藤本は販路と技術(蚕品種)を丸興製糸、そしてその背後の片倉製糸に依存し、その系列にしっかりと組み込まれたのである。

- 1) 以下で使用する藤本蚕業会社の資料は、藤本化工㈱所蔵のものである。
- 2) 「殻儲」は、製造家が「原種」と柔葉を養蚕農家に前貸して成繭を引き取り、出殻繭を飼賃として飼育農家がうけとるもので、製造家への従属性が強いものである(前掲、拙稿を参照)。同社『仕訳帳』類より、08~22年まで、同社の「殻儲」農家は1~2戸で、この農民は同時に同社の日雇人でもあったことが判明する。
- 3) すなわち、会社が購入した桑葉・諸材料を使用して出資同族各家が蚕の飼育・蚕種製造を 行う仕組みで、各家には労賃部分に当たる出殼繭代・蚕種製造費が支出されている。したが って飼育渦稈は形式的に「殻儲」と同じことになる。
- 4) 同族各家に支払われない「原蚕種製造費」が、1916年より急増する。
- 5) 同社『金銭出納帳』(大正九年度)。
- 6) 表5の計と表4の「借入金・支払手形」残高をみよ。
- 7) 第十九銀行『本支店極度額三千円以上貸越契約人明細書』(大正9年4月26日現在) [八十二銀行蔵]。なお、次に分析する清水官蔵家の場合でも、第十九銀行は重要な営業資金調達先であった(後述)。伊藤正直氏は、「製糸・養蚕業の動揺と地方銀行群の存在形態」(『土地制度史学』67号、1975年)において、1920年代における長野県の地方銀行群を2類型に分類し、第十九・六十三・(旧)信濃の3行からなる第 【 群は製糸資本を主要な貸付基盤とし、その他の弱小銀行(第 『 群)が、蚕種製造経営・養蚕経営をはじめとする小生産者、それに吸着する商業資本を主要な貸付基盤としていた、とされた。しかし、以上のように蚕種富農経営の側からみれば、第十九銀行は重要な借入先であったし、藤本蚕業のような大経営ともなれば、第1次大戦期から十五銀行といった都市銀行から借り入れる場合もあった。このことは、富農経営発展の評価ともかかわって注目すべきことであろう。
- 8) 表 4 の資料による。
- 9) なお藤本蚕業合名は、36年度末当時、資本金5万円で所有有価証券は4万円余となっている(同社『第弐拾九期営業報告書』)。
- 10) 同社『資産負債勘定明細帳』(昭和八年)による。
- 11) 1930年度の蚕種売掛金の県別内訳によって当時の販路のおよそが窺えるであろう。すなわち、売掛金 3 万1856円のうち、長野 1 万1290円、茨城 1 万1986円、群馬・埼玉4489円、栃木593円、福島2022円、新潟345円、山梨806円、東京・神奈川155円、岩手・宮城138円、静岡28円である(同社「昭和五年度売掛金調」)。
- 12) 養蚕組合と特約取引を行う製糸経営の意で使用する。
- 13) 諏訪の大製糸小口組は1931年に破綻し、日東製糸・丸興製糸等に分解していったから、これは正確には粉金上小口製糸所等であろう。
- 14) 丸興製糸は、危機に瀕した諏訪製糸業の更生のため、片倉と第十九銀行のてこ入れのもとに、16工場が加盟して1931年3月に創立した(『丸興三十五年史』、1968年)。
- 15) 「蚕種製造者が生糸製造者ノ委託ニ依リ製造シタル蚕種製造状況」(長野県蚕業取締所上田支所『昭和六年以降 蚕糸業統計綴』[上田蚕業指導所蔵])。
- 16) また30年の場合はそれに加えて、販路の農民が掃立量を減少させたため、同社の蚕種が過

剰になり、その「乱売」が種代回収を一層困難にした。すなわち、同年の『営業報告書』には、「養蚕家ハ繭価ノ不況ニ連レ夏、秋、晩秋蚕種並ニ明春掃立ツベキ蚕種ノ掃立量ヲ減少シタル為メ蚕種ニ過剰ヲ生シ其ノ過剰蚕種ノ乱売ト養蚕家ノ収入減ニョル金融ノ不円滑ト相俟テ集金ニ非常ナル困難ト回収難ニ陥リ蚕種代価ハ生産費ヲ割リ蚕種代金ハ予定ノ収入ヲ見ルコト能ハサル状体ニシテ……」とある。

- 17) 同社『仕訳元帳』(昭和八年度)。もっとも製糸資本からの未回収金も存在したであろうが、農民からのそれもあったから、製糸資本への販売量割合が少なかったことは疑いない。
- 18) 同社『興信所関係書類』。藤本蚕業は、こうした製糸経営のほか、同社靴下部(後述)の販売先と思われる、東京・大阪等のメリヤス商の信用調査も同興信所に依頼している。なお同社も、すでに31年には製糸資本への販売が存在し、かつそこからの未回収金が存在したようである。すなわち同年12月17日付の同社土浦支店から本店宛の書簡には、岡谷製糸について「荒川沖岡谷工場に対しても極力秋代請求中、閉業迄にハ或る数字を支払ふとの事なるも将して如何。失敗中の大失敗にて困却に候」とある。おそらく、同年の未回収金の発生が、製糸資本への販売について同社を警戒させる契機となったのであろう。
- 19) 同社『金銭仕入元帳』(昭和十年度)。ただし入金先不明分が若干存在する。
- 20) 池田慎吾の「営業権買収費」は6千円となっているから、これはかなり大きな事業規模であった。
- 21) 同社の蚕種製造規模のピークは、1928年の14万1938枚である。『蚕業新報』所収の「全国蚕種製造家番附」による。
- 22) 平塚英吉編著『日本蚕品種実用系譜』(1969年) 102頁。これによると藤本が台湾で品種開発に乗り出したのは、1928年からである。
- 23) 佐藤一助氏からの聞き取り。
- 24) これは35年より「絹業部」となる。同年の「絹業部」の資産勘定は1万7743円である。
- 25) 25年末には藤本合名からの借越7105円であったものが、その後同社への貸越が漸次増加し、31年末には貸越額は6万1438円となっている。
- 26) ちなみに藤本蚕業は35年には片倉系の富国火災の代理店にもなった(同社『富国火災海上保険梯代理店契約書其他書類』)。このように藤本が保険代理店をも兼営するようになった動機は、同社が蚕種販売による養蚕農民との縁故関係を利用して保険契約を行い、手数料収入を得ることであった。また富国火災の代理店になった直接的契機は藤本が片倉系の丸興製糸と関係をもったことであった(佐藤一助氏からの聞き取り)。なお富国火災が片倉系の事業網を通じて発展していったことについては、拙稿「両大戦間期の片倉財閥」(東京大学『社会科学研究』38巻5号、1987年)100頁以下を参照。
- 27) 31年の同社の飼育分場は97戸で(全国蚕種業組合聯合会『蚕種製造業態調査』[昭和六年度]),県内と千葉県に設置していた(同社『本県分場一覧表』『千葉分場一覧表』)。なお、この時期の労働力構成を窺うために、33年の「給料」の内訳をみると、全額1万2059円の内、常勤11名(内同族6名)へ4855円(内同族へ2772円)、やや恒常的な「臨時雇」7名へ2092円、「製造催青等臨時雇」へ1433円、「事務室其他臨時雇」へ2464円、「支店扱給」1213円となっている。ただ飼育過程の労働力構成は不明であるが、それが縮小されたことを考えれば、やはり同族外の賃労働への依存度はきわめて大きい。
- 28) 拙稿「大正・昭和初期における蚕品種統一政策の展開」(『農業経済研究』53巻 4 号, 1982年)。
- 29) 特約取引量の全上繭に占める割合は、33年に40%となって一つのピークをなし、その後一時30%台に低下したが、36年41%・37年48%・38年48%と再度増加していった(『現代日本産業発達史XI 繊維上』交詢社出版局、1964年、579頁)。
- 30) 前掲『丸興三十五年史』74頁には、37年末より「一般方針として蚕種は片倉の原種を譲受けて藤本蚕業が製造し、藤本の養蚕組合は丸興の特約組合とし、又丸興の組合へは藤本の蚕種を社蚕として入れる等相互に協力して特約組合の拡張を図る」とされている。これが藤本にとって大きな画期をなすことは、37年の「蚕種売掛金調査」の本店分をみても、1万7206円

のうち「製糸家関係」はわずか47円にすぎないことからもわかる。また藤本蚕業は、その後、丸興製糸―したがってその背後の片倉―との関係を一層強めてゆき、42年には藤本の増資に当たり丸奥が出資して森谷丸興社長が藤本の取締役会長となり、他方、藤本の佐藤嘉三郎が丸興の取締役となった(同上、109頁)。

2. 第Ⅱ階層-清水官蔵家い-

(1) 1890~1910年代

清水官蔵家は、幕末にカヤの穂を利用して養蚕乾湿計を発明した清水金左衛門家の 分家で2), 金左衛門家=官蔵家は,遠く宝暦年間より蚕種製造を続けてきたといわれ る伝統的製造家であるが。 ここでは1890年代以降の同家の蚕種製造規模の推移からみ よう。以下のデータは税務署等へ届け出たものも含まれるので、必ずしも正確たもの ではないかもしれないが、まず1889・98年には両年とも春夏合わせて800枚(平付*)) であった。しかしその後1899年には平付1011枚・枠製392枚を製造し, 1900・02・03年 は1200枚の製造を予定しており、さらに04年には平付1900枚・枠製 750 枚と製造規模 を拡大した50。とはいえ明治「参拾八年製造ノ蚕種粗悪ナリシタメカ昨年〔1906年— 引用者〕各得意家ニ於テ非常ナル違蚕ヲ来シ候タメ俄然販路減縮シ6)」 たためであろ う,1907年の予定では原種700枚・製糸用種700枚と再び減少している。1909~11年に は予定製造量で枠製1000~1100枚・平付500~800枚の水準であったが,1913年には枠 製蚕種の製造量が増加して3146枚,平付 947 枚となった。そして第1次大戦期に同家 の蚕種業も急速に発展して、1918年には枠製換算(1枚=28蛾)で1万463枚7. 翌 19年には1万6644枚8)となった。このように1890年代以降の同家の蚕種製造規模は, 1900年代前半に一時かなり大きくなるものの, 1 枚 100 蛾換算でおおよそ 1 千 枚 前 後~2千枚程度であったが,大戦期に急速に拡大し,1919年には4660枚にも達したり。 こうした蚕種生産の方法については、清水家も同地方の他の富農的蚕種製造経営と 同様に、種繭をある程度自家生産するとともに、「切繭飼」や「殻儲」の方法で仕入 れていた。ただし、第1次大戦期に蚕種生産を急速に拡大するまでは、生産規模があ まり大きくないために、経営外から調達する種繭量はあまり多くなか った。す なわ ち,1898年には全種繭 109 貫のうち自家生産は79貫で,他を小県郡塩川村(15貫)と 隣接の更級郡力石村(14貫)から仕入れていたにすぎなかった。しかし製造規模が拡 大した1905年には、「買入繭」を100貫予定しており¹⁰³、少なくとも1912年以降は一貫 して自家生産繭より購入繭の方が多くなって、とくに大戦期に蚕種製造規模が急拡大 するとともに購入繭も急増し、19年にはそれは503貫にもなった(表8)。

こうした同家の購入繭はほとんど 「切繭飼」によって生産されたもの で、「殼儲」はきわめて少なかった。 後者はわずか2戸程度で、村内の下 層農民によって担われていた110。他 方,「切繭飼」農家は,表9にみら れるように、すべて村外であった。 しかし, 小県郡内では塩川村・川辺 村・丸子町等であり、郡外でも埴科 郡南条村 • 戸倉村, 更級郡力石村等 とせいぜい15~20km以内にあった。 ただし、16~19年の急激な規模拡大 に際しては、「さし種」を渡した分 場からのみならず、きわめて多くの 農民・同業者から種繭を購入して必 要量を満たしていたし、この時期に はさらに蚕種そのものも同業者から 仕入れて販売量を確保していた。

表8 清水官蔵家の種繭生産・購入

'督)

			(頁)
年次	手 作	購入	購入のうち 2化性2化
1911	47. 1		_
12	56.0	63.8	_
13	68.0	103, 6	-
14	58.5	105.3	_
15	68.8	97.8	_
16	64.1	148. 2	5. 5
17	75. 2	192. 2	_
18	46. 2	312.4	53. 8
19	70.0	503.7	116. 2
20		550. 9	123. 6
21	•••	601.5	146.0
22		554.6	75.3
23		391.1	75. 0

(出典) 清水家『分場仕入先集約』『仕入帳』。

注:1) 転売分・糸繭用に供した分を除く。

2)「…」は不明。

蚕種の販路については、1910年代までにおけるその詳細は不明であるが、1922年には、「主ナル販路」として「長野、茨城、千葉、埼玉、群馬、山梨、福島、新潟、富山」とあり、かなり広範にわたっていたものの、やはり関東地方が中心であったことは疑いえない¹²³。

ところで清水家は所有地がきわめて少なく、1906年に畑3反6畝、田1反5畝しかなかったのであり¹⁸⁾、その後も1930年代初頭まで所有耕地は4~5反水準で推移した¹⁴⁾。その他の資産もきわめて少なかったから、収入源の大部分は蚕種業によるものであった。たとえば1900年の所得申告によれば、所得総額236円のうち210円が蚕種業にかかるもので、残りが所有地からの所得16円と養蚕(夏蚕)所得10円であった。また1914年についても所得340円のうち蚕種製造で270円、所有地からの所得が55円、養蚕(夏蚕)所得15円であった。もちろん、これは過少に申告されたものであろうが、資産があまり増加した形跡がないことから、同家の蚕種経営は余剰をそれほど多く生み出すものではなかった、といえよう。また、大戦末期の好況時にどの程度の蓄積を行ったかは重要なのであるが、残念ながら不明である。しかし、20年代以降の経過か

らみると、この場合も意外にさほどの蓄積は行えなかったのではないかと思われる。

(2) 1920年代~昭和恐慌期

1910年代まで大きな浮沈なく、ほぼ順調に再生産しえてきた同家の蚕種製造業経営は、20年代に入ると、その製造規模の表面的な安定性とは裏腹に著しく動揺し始めた。清水家は、20年代も年1万2千~1万8千枚を製造し、19年までに拡大した規模をほぼ維持し続けている。そのため20年以降も種繭を400~600貫も仕入れ(表8)、飼育分場も20年からあらたに浦里村に10戸、22年には北佐久郡伍賀村に11戸設置し(表9)、さらに24年以降、更級郡川中島村に、20年代末には南佐久郡、そして30年には千葉県安房郡にも設け、同家においても分場設置地域はきわめて広範囲に拡大された150。

表9 清水官蔵家の種繭飼育分場所在

(戸)

									0.7
年 次	小		Ĺ	郡	1447 347	更红洲	JULE 11 THE	7 0 14	<u></u>
十 八	塩尻村	浦里村	青木村	その他	埴科郡	更級郡	北佐久郡	その他	計
1900 s	2			4	1	3		744	10
1911				1	1				2
12				4	1				5
13	1			1	2				4
14	2				2				4
15	2				2				4
16	2				1			1	4
17	2			1	1	1			5
18	2			2	1	1			6
19	2			4	1				7
20	2	10		3	1				16
21	2	9		5	1	1			18
22	2	9		5	1	1	11		29
23		7	1	2		2	11		23
24		7	5			3			15
25		6	6			6	2		20
26		7	7			6	14		34
27		7	6			4	10	6	34
28		7	9			3	12		31
29		6	8			2	2	5	23
30		5	4			5	3	7	27
31		3	4			4	5	4	20
32								5	5

⁽出典) 同家『分場仕入先集約』『仕入帳』。

注:1) 「原種」を配付しない単なる種店購入先はふくめない。

^{2) ○}印は,「殼儲」分場。

^{3) 「190(}s」は、初代官蔵時代 (1906年以前) の分場。

表10 1920年代に清水官蔵家が蒙った諸損失

年次	内容	損害額(円)
1920	三月財界パニック 六月浦野分場黄繭種繭全部引取リ秋ニナリ黄繭種 大部分過剰トナリ大損失ヲナス。蚕種二千枚以上ホコリトナス	凡 4,000
1921	大凶年ニテ営業振ハズ 蚕種一千枚以上ホコリトナス	凡 1,000
1922	本年モ蚕種一千枚以上ホコリトナス	凡 1,000
1925	春原孝一人工孵化ヲ誤リタル損失	凡 2,000
1926	二化期製造中ダニノ大被害ヲ蒙シ損失額	凡 1,000
1927	佐久分場世話主任セルタメ二化性蚕種発送オクレ約五百枚ホコリトナル	250
1928	各縣ニ亘ル大違蚕ノタメ代金回収不能	3,000
	桑葉不良ノタメ晩秋蚕種返送破駄ノ青み約五百枚ホコリトナル	350
	春桑夏桑暴落ニテ売上ゲ代畑手入賃位ナリ	80
	淋雨ノタメ種繭不良ノ分糸繭ニ変更損失	200

(出典) 「重ナル損失及臨時費」(無表題帳簿所収)。

しかし、同家の経営は早くも20年代初頭から苦境に陥っていった。その最初の契機は、やはり20年春の戦後恐慌勃発による蚕種販売の不振であった。官蔵はこれによる損失を約4千円と見積もっている。さらに20年代には連年のように不慮の損害を蒙った。表10が、自ら書き遺したその一覧であるが、不況と凶作による営業不振ならびに技術的な失敗による損害が大部分である。こうして同家は赤字を累積させてゆき、それによる資金需要は主として銀行からの借入金によって賄った。すなわち同家は20年代に入ると、表11のように第十九・上田・塩尻・小諸等の諸銀行から200~3000円程度を頻繁に借り入れるようになり160、しかも借入を固定化させつつ、残高を次第に増加させた。20年初頭には、借入金残高はわずか300円であったが、28年末には1万5千円にも上った。また28年末の同家の全資産と負債を対照すると、資産2万9千円に対し、負債2万円余で、差引純資産は8千円あったが(表12)、もはや不動産のほとんど全部は第十九銀行へ、株式の一部は信濃銀行へ抵当に入っていたし、残りのわずかな株式や商品、さらに家財類の処分なしには、借入金等の負債を整理することは到底不可能な状態に立ち至っていたのである。

昭和恐慌に突入すると、事態は一層深刻になっていった。すなわち、繭価暴落→農家経済の破綻によって、農民および蚕種仲買人へ掛売した種代の未回収額 は 増 大 した 17 。それは 31 年末には 37 86円(表 13)となり、 32 33年も縮小しつつも営業を継続したから、 33 年 11 月には 40 61円に上った 18 0。こうして深い窮境に追い込ま れた 同家

注:1)「ホコリ」とは売残り蚕種のこと。

^{2) 27}年の「佐久分場世話主任セル」とは、飼育分場を原理兵衛と共同で設置していたことによる。

表11 清水官蔵家の資金借入

			771-13 //	水 り 貝 3		
借入年月日	借 先	金額 (円)	返済 約年月日	返済年月日	利 率 (日歩・) (銭	備考
年月日 1916.12.28	塩 尻 銀 行	300		_	3.2~3.6	1921.1「借用金延期証書」 差入
1920. 6.13	清 水 二 郎	2,500	1920. 12. 20	1	?	書画等担保
1920. 7. 3	上田銀行 塩尻支店	1,000	1920. 10. 30	_	3.6	信用借
1920. 7. 5	第十九銀行	2,000		1920. 10. 15	3.7	"
1920. 7.29	原 勝治	1,000	1921. 12. 31	1922. 11	年1割	信用借。1922.11返済は一部 のみ
1921. 3.10	塩尻信用購買組 合	600	1921. 12. 20	<u> </u>	3.3	1921.12.29「現金ヲ持参シ 小林組合長ニ見セ一度返済 シタルコニ承諾セラレ其マ 、再ビ借用セリ」
1921. 5. 7	塩 尻 銀 行	300	1921. 6.10	1921. 6.10	4.0	, re lavie / 2
1921. 6. 9	清 水 長之助	600	1921. 6.30	 1922. 2.10	3.2	
1921. 6.22	第十九銀行	2,000	1921, 10, 30	1922. 3.14	 3. 1∼3. 3	信用借
1921. 8.23	"	1,000	"	"	"	"
1922. 2.15	小諸銀行 上田支店	500	1922. 6.30	1922. 10. 18	3.5	
1922. 4. 1		3,000			3.3~3.5	土地・建物担保
1922. 6. 5	上田銀行 塩尻支店	400	1922. 11. 30		3.6	株式(上田銀行等)担保
1922. 8, 23	梅居信田購買組	900	1922. 9.30	1922.11. 1	3. 2	出殼繭担保
1922. 7.18	第十九銀行	1,000		1924. 12. 31	3. 4~3. 5	無担保•保証人付
1922. 12. 27	小諸銀行 上田支店	1,000	1923. 7.20	1923. 12. 19	3.5	無担保・保証人なし
1923. 1	塩尻信用購買組 合	600		<u> </u>	3.3	
1923. 1. 1	原 勝治	670		_	年1割	
1923. 6.30	清水長之助	343	1923. 12. 25	1923. 12.		清水長之助名儀の台湾製糖 20株担保として同人が東海 銀行より借入
1923. 12. 28	小諸銀行 上田支店	1,000	1924. 3.31	1924. 12. 31	3.5	信用借
1924. 6. 5	小諸銀行 上田支店	500	1924. 7.31	1924. 12. 31	3.5	信用借
1924. 12. 31	東海銀行 上田支店	500	1925. 2.10	1925. 2.12	3. 2	清水長之助の三越呉服店の 10株券担保
1925. 2. 3	小諸銀行 上田支店	1,500	1925. 11. 10	<u> </u>	3.4	信用借
1925. 4. 7	清 水 長之助	300		1925. 12. 24	3.1~3.2	
1925. 4.22	六十三銀行 上田支店	1,500	1925. 10. 30		3.3	保証人付
1925. 8.29	小諸銀行 上田支店	500	1925. 10. 15	1925. 11. 21		
1926. 4.26		500		_	0.0	保証人2人 信用借
1926. 4.27	塩 田 銀 行	1,000	1926. 6.25	1 926. 11. 1 0	3.6 (期限後) は年 2 割	信用借 保証人付
(出曲) 同家『						

⁽出典) 同家『金銭貸借帳』(自大正九年)。

注:1) 1920年1月借入中の件より1926年4月まで。返済年月日が「一」のものは1926年4月時に未返済。

²⁾³⁰⁰円未満の小口は省略。

資		産	負				債
項	目	金 額(円)	項		目		金 額(円)
土	地	9, 948	借入金	銀行	産業	組合	13, 700
建	物	5,000		個		人	1,600
立	木	100	買掛金	飼	育 分	場	3, 515
家	具	1,500		その	他の営	業借	850
営業用(十器	1,500		商	店	借	299
株 式(時	価)	1,590	未 払 金	労		賃	350
振 替 基	金	20		雑		借	78
商	品	2, 100		医	者	借	139
売 掛 代	金	2,500	講預り金				111
営 業 権	利	4,500	諸礼手当为	ト済金	2		100
其 の 他・菊	维貨	168	計				20,744
計		28, 927	差引純	資産			8, 183

表12 清水官蔵家の資産と負債(1928年12月末)

(出典) 同家,無表題帳簿。

注: 「営業権利」とは得意先への蚕種販売量約1万5千枚を1枚30銭と見積もつて算出したもの。こうした「販売 権」「種場」が同業者間で売買されていたことについては,前掲拙稿「養蚕業の発展と蚕種商人の動向」を参照。

は、打開策として、特約製糸などへの蚕種販売を試みた。すなわち、諏訪系大製糸小口組の後身たる金上小口製糸所や茨城・千葉県の繭市場が採用し始めた繭特約取引¹⁹⁾ に際して、これに対する蚕種の委託製造を31年に開始し、これは同年の総販売量のうちの40%を占めたのである(表13)。ところが、恐慌下に危機に瀕したこれらの製糸経営からの蚕種代回収もまた困難をきわめた²⁰⁾。そして、これが同家の経営危機に一層の拍車をかけ、その没落を決定的にしたのである。以上のような事情について、官蔵は、33年4月13日のある書簡写に次のように記している。

番界連年の不況続きの上一昨年製糸家市場等の特約組合方面への進出策失敗に能り多大の打撃 を蒙り候為日本勧業銀行及其他より強硬なる督促を受け没落に瀕し今正に妻子離散せんとする 悲運に沈淪致し居り候²¹⁾

こうして、20年代後半から恐慌期の糸価暴落は、繭価の暴落と製糸資本の繭代不払を結果し、かつ凶作も加わって、養蚕農民からの蚕種代回収難となり、また製糸資本からの蚕種代も回収難となって、同家の経営は完全に破綻した²²⁾。実際、同家の負債は一層増大していた。銀行からの新規借入は20年代末以後ほとんど不可能となったため、滞納利子が増大するだけで、銀行借入はほとんど固定したまま(表14)、個人借が増加し、借入金総額は33年頃には3万円を超えた(表15)。清水官蔵はもはや営業継続を諦めた。33~34年に種々の役職を辞任し、家財等の資産を処分して²³⁾、まもなく挙家離村、上京した。

表13 清水官蔵家の蚕種販売額 (1931年末)

			第13 消水召廢	家の強種販売	做(1931十八	,	
			31年		31年	未回収	額(円)
販	売	先	販売枚数 (枚)	同左価額 (円)	回収額(円)	30年以前 販売分	31年 販売分
				(1.47	(1.4)	72 72 73	70 77
	売>						
茨	城	県	812	900	907	474	358
長	野	県	603	512	562	289	108
山	梨	県	402	175	237	57	34
群	馬	県	132	121	119	4	3
千	葉	県	96	91	86	184	4
	計		2,045	1,800	1,913	1,010	509
<通信	言販売>						
長	野• 」	奇 玉	99	73	70	45	2
そ	の	他	34	32	32	0	0
	計		133	105	103	45	2
<卸	売>			1			
莢	城	県	944	523	468	789	48
群	馬	県	462	238	170	70	130
新	潟	県	139	103	103	43	0
長	野	県	33	18	18	168	0
山	梨	県	11	6	6	468	0
埼	王	県	8	5	5	200	0
千	葉	県	0	0	0	300	0
そ	の	他	34	19	19	0	0
	計		1,631	914	791	2, 040	178
<特 約		•					
金.	上小口集	以糸所	1,336	1,032	586		443
土	浦繭糸	市場	565	411	200		211
佐	原繭糸	市場	324	40	230		0
進	I	社	103	88	88		0
小	島徳	三 郎	218	150	150		0
小口	1組石 岡 第	製糸所	_	_	_	-	約 10
	計		2, 546	1, 721	1, 254	_	665
< %	Ŕ	計>	6, 355	4, 543	4, 062	3, 096	1,354

(出典) 同家,無表題帳簿。

注:1)販売枚数は1化性種と2化性種の計。

²⁾ 金上小口製糸所の回収額には同製糸からの購入原蚕種代を含む。

³⁾ 佐原繭糸市場の販売額などに疑問の点も残るが、そのままにしておいた。

^{4)「}一」は無記載。

表14 清水官蔵家の銀行・産業組合借入金残高

	19	928 年 12 月	末	_				
借入先	残高	借入年月日	借入当時の 借 入 先	備考				
長野農工銀行上 田 支 店	2, 600		(同 左)	1922年4月の第十九銀行からの借入		1933	年し	——— 頁
第十九銀行本 店	3,400	1926年	同左	入金を振替へ		借 入	先	残高
六十三銀行 上 田 支 店		1925年4月22日	"		/,	日本勧業銀 長野	限行 予支店	3,300
信濃銀行		1925年2月3日	小諸銀行 上田支店		,	八十二銀行	f 日支店	3,700
"	1,000	1920年7月3日	上田銀行塩 民支店	_		(上田 信濃銀行	支店)	550 1,870
"	500	1926年7月6日	小松原銀行 川中島支店	1929年 6 月 30日完済		" 2		1,760
"	400	1922年6月5日	上 田 銀 行 塩 尻 支 店	/	//_	小県銀行本	店	1, 145 450
"	300	 1916年12月28日	塩尻銀行			塩尻信用財 合	講買組	1,800
塩 田 銀 行	1,000	1927年4月9日	同左					<u> </u>
秋 和 銀 行	500	1926年4月26日	"			計		14, 575
塩 尻 信 用購 買 組 合	1,500	1921年3月10日 より	<i>"</i>		-			
計	13,700							

(出典) 同家『金銭貸借帳』(自大正九年),「経済調査報告」および無表題帳簿。

表15 清水官蔵家の負債(1933年頃)

項	月	金	額
銀行・産業組	且合借入金	14,	円 575
個 人	借	16,	000
買 掛	金		
飼 育 夕	分 場	3,	500
その他の智	営業借	1,	800
商 店	借		436
労 賃 未 払	金		600
無	尽		4 50
計		37,	361

(出典) 同家「経済調査報告」。

- 1) 以下に利用する清水家の資料は、すべて清水襄一家(東京都太田区)に所蔵されている。
- 2) 清水憲之助氏からの聞き取り。
- 3) 清水家『明治参拾九年九月以降 要用諸事控帳』所収の平和博覧会への 蚕種出品「解説書」(1922年) に、「宝暦年中祖先蚕種製造ノ業ヲ開始シ約百七十年間継続今日ニ至ル」とある。なお、1906年まで初代官蔵が当主で、同年9月初代死亡により、2代官蔵が家督を相続した。
- 4) 同家製造の「平付蚕種」は1枚70蛾のものが多いようである。
- 5) 同家『明治廿年五月 要用諸事控帳』。
- 6) 「売上金額減少御届」(同家『明治参拾九年九月以降 要用諸事控簿』所収)。
- 7) 同家『仕入帳』。
- 8) 『蚕業新報』332号所収の「全国蚕種製造家番附」。
- 9) なお、1910年代までの同家の製造蚕種はほとんど春蚕種である。
- 10) 以上, 同家『明治廿年五月 要用諸事控帳』。
- 11) 1910年代~20年代初頭の村内の「殼儲」農家は、前掲拙稿「養蚕業の発展と蚕種商人の動向」(20頁) でもふれたように、多くは同時に清水家の日雇人でもあり、かつ小作人でもあって、その場合飼賃の出殼繭と小作料・労賃を差引して現金で支払っている(同家『田畑小作及手入控帳』[自明治四拾五年])。
- 12) 注3) と同じ。のちの31年の販路については後掲表13をみよ。また官蔵は資産の うちに「種場」価格(「営業権利」)をかなり高く見積もっていることからも(表12),小売・卸売の販路はかなり固定的であったと思われる。
- 13) その他は宅地9畝・山林5畝, しかもそのうち, 宅地5畝・畑1.6 反以外は, 1888~93年 に購入したものである。同家『明治参拾九年九月以降 要用諸事控簿』。
- 14) 同家『田畑小作及手入控帳』(自明治四拾五年)。
- 15) なお、北佐久郡の分場のいくつかは原理兵衛と、千葉県の分場は母袋忠右衛門と共同で設置している。20年代以降、分場を遠隔地に設けるようになったのは、異系統の原蚕を交配させる「一代交雑種」製造のために異なった時期に掃立てる必要のあることや、無病毒地域を選ぶ必要といった技術的理由によると考えられるが、30年に千葉県に分場を設置したのは、すぐ後で述べるような蚕種経営不振の下で、積極的な経営政策として行われたものではない。これについて官蔵は次のように記している。「糸価暴落蚕界極度=惨状ヲ呈スルニ到リ東京赤坂三〔会〕堂ニ於テ全国蚕業者大会ヲ開キ政府ニ向ッテ速ニ糸価保償法ノ発動ヲ要請セリ此時当地製造者モ多数上京セリ其際小生ガ只帰国スルノモ面白カラズ何カ土産トシテ関東殊ニ房州ニ分場ヲ設置シテハ如何ト提案セルヿヨリ始マル」と。なお、飼育分場の性格について、一例として22年の浦里村の9戸の分場の階層を同年の「県税戸数割納額人名表」(『浦里村報縮刷版』1980年、37頁)で検討すると、803 戸中納額第4位の井沢六郎右衛門を筆頭に上位農家がきわめて多い。同資料は農業経営規模を直接表示するものではないが、20年代に入ってもこうした「設儲」以外の分場との取引形態は「切繭飼」のそれからすぐには変化せず、「切繭飼」農家の上層性を示しているものとみなすことができよう。
- 16) 同家の借入先銀行をみると、上田周辺の零細弱小銀行も多いが、同時に第十九銀行の比重 も小さくない。この点、Ⅲ.1.注(7)を参照。
- 17) 一例として、蚕種卸売先と思われる群馬県北甘楽郡小幡町小林某からの種代支払猶予を懇願する清水官蔵宛葉書(31年11月5日)の一節を記すと、「昨今年の糸価にては収入も少し金ゆ〔う〕がつかず私共今後生る用意居す心配致居る有様に候間世非共世非共来春蚕後七月 迄残金は是非共……不謙遜を顧みず是非共右用御願する次第に御座候」などと記 されている。
- 18) 同家「蚕種代金掛貸調」(昭和8年11月17日)。
- 19) 恐慌期以降, 土浦や佐原等の繭市場も製糸資本に対抗して繭特約取引を採用したことについては, 早川卓郎・玉利高之『繭特約取引の研究』(明文堂, 1936年) 111・113 頁を参照。
- 20) 金上小口製糸所千葉出張所からの清水官蔵宛の書簡(32年6月29日)には、「事業柄金融

御多端之折柄御察し申居り候も御承知の通り製糸経営も極度に金融〔逼迫〕と相成り繭代金の決済今尚相成らず隋而蚕種代金の回収更ニ相付かず只今の処何共致し方御座なく……何卒今暫く御猶予相願い度」と,自らが農民への繭代支払いが不能のため,農民からの蚕種代も徴収できないと述べている。また土浦繭糸市場からも「直に御送金可申之處能く能く之逼迫にて……且つ蚕種代金は全結果払故に春蚕種代は壱銭も入金無之……」といった支払猶予を願う書簡(32年4月18日)が届いている。

- 21) この書簡は茨城県石岡町の山本某および額賀某に,清水家所有にかかる茨城蚕業㈱の株の 買取を依頼したものである。
- 22) 同家破綻の結果はまた,種繭飼育分場の養蚕農家への繭代不払いや雇傭労働者への賃金不払い,借入金返済不能等を招き,打撃は連鎖反応的に拡大していったことは,いうまでもない。
- 23) 家財・不動産の売却価格は、それぞれ1115円・4200円であった(「物品売渡証書写」[1932年 1月]「不動産売渡証書写」[1933年10月])。これは実弟に売却しており、負債整理は実弟が行ったものと思われる。

3. 小 括

以上,2階層に分化した富農的蚕種製造経営を各層1例ずつ分析した。これらの事例を対比させつつ,かつ若干の補足を加えながら,塩尻村,さらに小県郡の富農的蚕種製造経営の特質を考察しよう。

第一に、資産的基礎にかかわる点である。藤本蚕業の佐藤一族はかなりの資産を有していたのに対し、清水家は少なくとも産業資本の確立期以来、所有地がきわめて少なく、したがって小作料収入も著しく少なく、また借入地もなかったから耕作農業に基礎を置く富農的性格が著しく希薄な専業的蚕種製造経営であった。したがって、ひとたび蚕種業が不振に陥ると、もはやそれを補うものはなかったし、担保物件が乏しかったから借入金を増加させることも限度があった。大戦期~20年代には蚕種生産上の技術的高度化が著しく、それへの対応が困難となれば、凶作そして蚕糸恐慌が待ち受けていたから、同家の没落は必然であった。小県郡の大製造経営が集中していた塩尻村の、資産の乏しい大部分を占める第Ⅱ階層の富農的蚕種経営は、清水官蔵家と同様に、とりわけ昭和恐慌期に経営苦に呻吟したはずである。実際、恐慌期の資産・負債構成の判明する原理兵衛家についても、表16のように、清水家以上に八十二・信濃等の銀行からの借入金が膨らみ、破綻の危機に瀕していたことが判明するのである。

第二に、技術的側面であるが、とくに20年代後半~30年代前半期においては、優良 糸生産のための細繊度品種や多糸量系黄繭種が要請され、かつそれらが普及したため に、そうした優良品種を真先に生産することは、蚕種経営にとって重要な発展条件の 一つであった。小県郡の蚕種富農経営も、そうした品種の開発に努力した。藤本蚕業 が一応新品種を開発したことは、前述の通りであるし、清水官蔵家でも、26年に三井 洋行広東出張所勤務の実弟から、品 種改良用に中国種を取り 寄せてい るい。 しかし、結局は小県郡の蚕種 富農経営は有力な新品種を開発しえ ず、主に国立および県蚕業試験場育 成品種の製造に依拠していたのが、 一般的であったようである。とはい え, この時期に技術面で要請された のは単に新品種の開発のみではな く,人工孵化技術や冷蔵施設など, 製造および保存技術の高度化でもあ った。そして表10にみたように、清 水家では製造技術上の失敗も起こし ており、もはや第 『 階層の富農経営 においてすら、この時期の高度化す る技術に次第に充分な対応ができな くなりつつあった、と考えられるの である。

表16 原理兵衛家の資産と負債 (1933年と推定)

		1 C 11 / C /
項	目	金額(円)
資	宅 地(300坪)	2, 100
	「土地」(2,200坪)	2,800
産	田 畑 (1,850坪) 計	】 約5,000
	рі	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	銀行•信用組合借入金	
負	八 十 二 銀 行	約10,000
	信濃銀行	12,000
	小 県 銀 行	200
	塩 尻 信 用 購 買 組 合	2,500
	(小 計)	24,700
	無尽	2,200
	個 人 借(貸先11ヶ所)	4, 380
債	飼育分場買掛金	4,300
	計	35, 580
差	引 負 債	約30, 580

(出典) 清水家『原君負債整理下調書』。

第三に, 販路と経営展開の関連に

ついて、である。藤本蚕業は20年代には特約製糸からの製造受託はほとんどなかったようで、昭和恐慌期にも、製糸経営の内容に注意しつつ全製造量に対するこの製造受託量割合は低く抑えていた。これに対して、清水家は31年に経営不振の挽回を図って、特約取引を行う製糸資本・繭市場と結びつき、全販売量の4割をこれに供給した。しかしこれは、起死回生の妙薬になるどころか、代金焦げつきにより、むしろ再起不能を決定的にする駄目押しとなったのである。

ところで、藤本蚕業や清水官蔵家の特約製糸からの蚕種製造受託は、小県郡の蚕種 富農経営にあって特殊な事例であったろうか。先に利用した32年度の「蚕種製造者カ 生糸製造者ノ委託ニ依リ製造シタル蚕種製造状況」によれば、小県郡では藤本蚕業の ほかは、五十嵐文八(和村)が文化社製糸場(群馬県前橋市)から製造委託を受けて いるのみである²³。 しかし、これにはかなり漏れのある可能性がある。聞き取りによ れば、茅野慶次郎家も中小製糸資本への販売量を増加し得たことによって規模拡大が 可能となったといわれているし、山浦善右衛門家も昭和恐慌期に千葉県の八日市場繭

市場や「佐原製糸」に卸売を行ったという⁵⁰。 さらに若林祐作家も遅くとも33年には 鐘紡から蚕種製造を委託されている⁵⁰。 ほかにもこうした例はあったであろう。この ように製糸経営への蚕種販売事例は小県郡でも少なくないのである。そして,茅野慶 次郎家は確かに20年代に急速に規模拡大を行い,33年には21年の4倍の製造量にも達 している。しかし山浦善右衛門家の場合は,特約取引用蚕種製造は経営回復の契機に はならなかったようである。このように,とくに昭和恐慌期に製糸経営等から蚕種製 造を受託することは,それが経営危機にある中小製糸・繭市場からの委託であるだけ に,必ずしも蚕種経営発展の契機にはなりえなかったのである⁵⁰。

さて最後に、小県郡の蚕種富農経営発展のピークはいつ頃か、にふれておこう。中小蚕種経営はすでに1920年代以前から淘汰の一途をたどっていたがら、清水官蔵家の製造規模のピークは28年であった。藤本蚕業もまた同年に最大の製造量を示した。そして一般に個別大経営の浮沈はかなり激しく、著しい多様性を示すものの、表2の資料によって検討してみると、やはり同年に製造量のピークを迎える経営が多い。それゆえ、小県蚕種業における富農経営発展のピークはほぼ28年頃であったといえよう。ただし清水官蔵家の事例にみられるように、製造規模の推移とは裏腹に、その経営の内容はすでに著しく悪化していた場合もあったことに注意しなければならない。

- 1) 清水官蔵宛清水二郎書簡(26年2月)による。
- 2) 五十嵐文八家は、同年の製造量963枚の小経営であるが、そのうち900枚が文化社製糸場向けである。
- 3) 茅野功氏・山浦厚氏よりの聞き取り。
- 4) 『鐘紡製糸四十年史』(1965年) 93頁。
- 5)また、製糸経営への販売のような卸売は、種代回収不能の場合を別としても、農家への小売より収益性がむしろ低い。1922年の同村県税戸数割の算定基準では、製造蚕種1枚の所得は小売16銭に対し、卸売10銭となっている(『塩尻時報』44号、1922年7月25日 [縮刷版、前編、318頁])。さらに清水官蔵も31年に、所得申告に当たって、小売1枚の販売価格90銭、販売費とも必要経費80銭で10銭の利益、卸1枚はそれぞれ55銭・75銭で20銭の赤字と試算している(同家『諸事控簿』〈自大正十四年至昭和八年〉)。もっともこれは所得申告であって、実際に赤字を予想しているわけではないかもしれない。いずれにしても、この段階において在来の蚕種製造家による剰余価値生産の拡大はかなり困難になっていった、といえる。
- 6) 前掲拙稿「養蚕業の発展と蚕種商人の動向」。

Ⅳ. 雇傭労働力と富農経営の性格

一清水官蔵家の事例を中心に一

本章では、清水家の経営にかかる雇傭労働力を、1909~26年の5冊の『雇人控帳』 『労銀帳』を素材として分析し、それが蚕種業経営とどのように関連しているかを明 らかにし、さらにこうした労働力を雇傭する富農経営の性格と発展の意義についての 検討を試みる。

(1) 雇傭労働力の性格と量

同家の雇傭労働力は種々の性格のものを含んでおり、(i)年雇、(ii)常雇、(iii)村内日雇、(iv)季節的出稼労働者、(v)村外日雇、に大別できる。その各々の量的推移を示したのが表17である。これは年を通じた雇傭量であるが、すぐ後にみるように大部分は養蚕・蚕種業にかかわるもので、年雇を除いた総日数をみると蚕種製造量とほぼ比例して推移している。この年間雇傭総日数は、1910年頃は400人程度であったが、蚕種製造量が大きく増加する大戦末期~20年代には1千人前後に達している。

さて、年雇については遅くとも日露戦後には、もはやすべて幼年(10歳代前半)女子に限られ、主に子守労働に携わっており、蚕種経営にとっては重要ではないので、これは省略し、他の4種について以下順に検討を加える。

年次	常人数	雇 日数	村内 人数	日屋 日数	村外 人数	日雇 日数	県内名 人数	戶節雇 日数	県外2 人数	季節雇 日数	人数	計 日数	そ	の	他
1909	1	89	27	200	4	19	3	63	1	54	36	425			
11	1	158	7	127	10	31	2	118		_	20	435			
13	1	211	19	77	12	50	3	165	1	84	36	587			
15	1	149	29	307	13	70	<u> </u>	_	3	33	46	559			
17	1	209	33	229	24	109	4	187	4	100	66	835	年雇 1	1,∃	宁年雇
19	1	234	33	132	27	295	13	292	10	184	84	1137	子守年	拝雇 1	
21	1	207	42	431	34	214	11	160	11	169	99	1182	子守	F雇 1	
23	1	168	38	261	32	284	5	79	3	137	79	931	子守生	洋雇 1	
26	1	136	40	196	23	303	10	300	4	139	78	1074	年雇 1	1, ∃	子宁年雇

表17 清水官蔵家の雇傭労働力構成

⁽出典) 同家『雇人控帳』(1909~19年, 2冊),『労銀帳』(1921~26年, 3冊)。

注:1) 小数点以下は切り捨て。

²⁾ 出来高払いの雇傭労働は含まない。

(2) 常 雇

常雇は村内最下層の1名のみであるが(一貫して同一人物M〈1909年当時19歳〉),清水家の蚕種経営にとってはかなり重要な存在であった。Mは,多い場合には年200日以上も通常通いで雇われ,労働量的には年雇ないし日割奉公人的な性格をもつものであった。また,借入地はわずかではあるが(桑畑105~182坪),少なくとも1912年以降,彼は同時に清水家の小作人でもあったり。そしてMの父母・妹・弟いずれも清水家に日雇として雇われ,家族ぐるみで清水家の雇傭労働力となっていた。さらにMの出生届(1890年)の控えが清水家の文書に残っていることからみて,両家のこうした関係はかなり古くからのものと考えられ,おそらくMが常雇となる以前は,彼の父がその役割を担っていたものと推測される。清水家の総雇傭量中,M一家の労働量は年間ほぼ200~300日におよび,さらにこのほか出来高払の雇傭労働として,桑畑手入,桑摘み,まぶし・かご・もみぬか製造等を行っていたから,清水家にとって,Mを中心とする同家の労働は,第一に,量的にきわめて重要であったといえる。

次に、戸主Mの年間の労働内容をみると、耕作労働の始まる4月頃から増加し(表18)、年によってかなり異なるが大体6~10月が労働日数のピークとなり、年末まで月10日以上働く場合が多い。農閑期は「マキワリ」「水汲」「ミソタキ」など、清水家の家事労働を行い、農業労働としては清水家の「自作」畑の耕作・蚕室の手入れをはじめ、養蚕・製種期には連続して20数日も泊まり込んでしばしば「夜一時迄」従事した。しかも前もって労働日数を契約するのではない。さらに毎年6・7・8・10・11・12月には蚕種の販路(とくに県内・茨城県)に清水家の手代として注文取り・集金に旅立っている。また、「帳簿ウツシ」やその他さまざまな仕事を行い、清水家の蚕

				表18	清	k官	義家の	雇傭	労働	力構	成(1919	年)				(日)
労	働	形	態	[人数]	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
 常			雇	[1]	1	_	11	25	9	17	26	28	28	31	29	25	234
村	内	Ħ	雇	[33]	1	1	0	14	6	28	24	12	28	2	5	9	132
村	外	日	雇	[27]	-	-		_	_	41	150	66	37		_	<u>-</u>	295
季節	茆雇	(炉	内)	(13)	27	11			55	102	76	19	1	_	_	_	292
季節	亦雇	(焊	外)	(10)		_				14	83	46	29	10	_	-	184
	Ē	ŀ		[84]	29	12	12	40	70	204	360	172	123	43	34	35	1137

(出典) 同家『雇人控帳』(自大正五年至大正八年)。

注:1) この他,子守年雇1名,「村内日雇」に桑切の出来高払い26円余あり。

²⁾ 小数点以下は切り捨て。

種経営に不可欠な存在となっていた。

また、M家の家族も、清水家で「マキワリ」「センタク」「菜アラヒ」といった家事労働から蚕種製造まであらゆる労働に従事しており、同家にきわめて従属的な形となっている。さらにMの妹は、1910年(当時16歳)には年雇として、住家がきわめて近距離であるにもかかわらず住み込みで277日間雇われている。このような両家の関係が、農地改革期に同村を調査した平野義太郎らをして「種屋と傭人の関係及び地主と小作の関係」の「二重の従属関係において結ばれた徒弟制度的な隷従関係²³」と呼ばしめたものであろう。

しかし、賃金は日雇の水準と同一である。また、支払方法ももちろん前給ではなく、5月頃から毎月ほぼ1回、20年代の例では20~30円ずつを手渡し、年末に小作料・いくらかの出来高払賃金・他の家族の労賃等を差引いて精算するのが通常の形態となっている。精算の際、M家側が受取超過となっていた例はないので、小作料は形式的には労働地代となっている。以上のような形式によってM家が清水家から受け取った労賃総額は、1909~17年までは年100円前後~200円未満であったが、18年~20年代には200円から多い年には600円近くに上っていた30。また、少なくとも20年代初頭にはM家には清水家の小作地以外にも耕作地があったから40、M家の総収入はこれより若干多かったはずである。

(3) 村内日雇

次に村内日雇であるが、これは量的にはもっとも比重が高く、村内貧農・半プロ層の老若男女によって担われていた5°。これも常雇と同様に農閑期にも存在し、臨時に「炊事」「洗濯」等の家事労働が行われたが、やはり養蚕の上簇や製種労働が中心であった。常雇に近い長期の場合もあるが、1~数日といった短期のものが普通であった。

賃金支払はもちろん現金払が多いが、現物給の場合も少なくない。またこの雇傭関係は、清水家の蚕種経営の下の「殻儲」や同家との地主小作関係と絡み合っている場合もある。『雇人控帳』などをみる限り、上記の常雇とともにほとんどトラブルは存在せず、雇傭関係はかなり安定していたと考えられ、少なくとも20年代まではこうした村内労働者との安定的な雇傭関係が富農的蚕種経営を支える重要な条件であったと考えられる。

(4) 村外日雇

これは、ほとんどは製種労働に携わるもので、したがって主に一化性種のみを製造 していた1910年代前半までは6月下旬~7月上旬に、二化性種もある程度製造するよ うになった10年代後半以降は、19年の事例である表18にみるように6~9月に集中し ていた。

この村外日雇の担い手は、ほとんど上田の市中(鍛冶町・紺屋町等)から通勤して くる女子であり、蚕種製造は農村の労働力ばかりでなく、地方都市労働者をも動員し てなされたのである。村外日雇は、1909年にはわずか延べ19人であったが、製造規模 の拡大とともに急増し、大戦後~20年代には延べ300人前後にも及んでいる。

彼女らは、その中の特定人物の縁故関係で集められ、数年続けて同家に雇われる場 合も少なくなかった。そして製種労働以外に家事労働を行うといったことは 全く な く、賃金も現物給は存在しない、その意味でより近代的な賃労働であった。

(5) 季節雇

表17には季節雇を県内・県外出身に分けて表示したが、筆者の日雇と季節雇の区別 はやや便宜的で、通勤の不可能な県内を含む遠隔地出身者は短期の雇傭でも季節雇に 分類した。

まず清水家に雇われた彼らは、1909~26年の間に計 155 名に上ったが、そのうち69 名が男子、86名が女子であり、判明する限り20~30歳代の壮年男子と15~20歳代の若 年女子が中心であった(表19)。

次に、季節雇の出身地をみると(表20)、主に小県郡の山間部、 県内北部、および 新潟県を中心とする北陸地方であり, その他、群馬・茨城等の関東地方も若 干存在する。これらの多くは、第一次 大戦期頃を対象として早川直瀬が明ら かにしたいわゆる漂泊労働者と考えら れ、出身地も早川の調査とほぼ一致す る⁶⁾。 そして、やはり早川が指摘した 「深川の荷上げ人足等」といった東京 市出身の、おそらく都市下層労働者と 思われる者もいたが(表21),しかし

表19 清水官蔵家の季節雇の男女別・ 在蛤別構成 (1000~26年)

	_ +	かかり 1件 月入 (1909~26年,	,
年	齢	男	女	計
~	19才	8	16	24
20~	24才	13	27	40
25~	29才	16	7	2 3
30~	39才	12	5	17
40才	~	2	3	5
不	明	18	28	46
	h	69	86	155

そうした大都市出身労働者は、量的 (出典) 表17と同じ。

には著しく小さい比重しか占めていなかった。さらに26年には朝鮮人労働者が現れる

	長	野	F J	杲	新	潟	県	虚 山.旧		
年 次	小県郡	埴科郡	上水内 郡	南・北	中頸城	東・西	中・北	富山県	群馬県	その他
	上田市	更級郡	上・下 高井郡 長野市	佐久郡	郡	頸城郡	蒲 原郡	石川県		
1909~13年	3	3	6		2	1		1		
1914~19年	8	8	9	I	5	4	2	3	1	6
1920~26年	13	5	28	8	5	8	1	1	8	15
計	24	16	43	9	12	13	3	5	9	21

(出典) 表17と同じ。

注: その他の内訳は、1914~19年:東京 2、栃木 1、茨城 1、福島 1、三重 1;1920~26年: 茨城 4、長野・東筑摩 3、新 潟・南魚沼 1、埼玉 1、栃木 1、宮城 1、岩手 1、沖縄 1、朝鮮 1、不明 1、。

が、彼は朝鮮総督府から派遣された留学生(上田蚕糸専門学校生徒)で、ほかに朝鮮 人労働者はみられない。また遠隔地からの女子出稼労働者の場合、しばしば姉妹で雇 われていた。

彼らは、直接清水家に来て雇われることもあったが、たいていは上田市中の「桂庵」 の仲介によって, 「桂庵」による「人夫送り状⁷」 を携えて清水家にやって来た。そ して2年続いて清水家に雇われることは、ほとんど稀にしかなかった。それどころ か、この遠隔地からの季節雇は、清水家にとって必ずしも良質でない労働力であった 場合が少なくなかった。例えば15年の例であるが、6月8日から富山県上新川郡出身 の治平(35歳)を雇い入れたところ、彼は「給金問題ニテ最モ繁忙中暇ヲ取リシヲ以 テ周旋人ノ取斗ヒニテ七十銭支払しわざるをえなくなった。また19年には、新潟県東 頸城郡安塚村出身のM(17歳、男子)は、4月29日に父親とともに来たが、5月7日 に「無断他出国元へ帰」ったりして、ほとんど実質的な労働力になっておらず、県内 埴科郡戸倉村の I (男子)は同年 5 月19日に「顔見世ニ来リ拾円渡シ翌二十日ヨリ来 ル約定セシモ遂ニ来ラズ……欺偽サル」といった有様であった。さらに26年の例で は、県内西筑摩郡三岳村出身のN(42歳)は、「宮井乙次郎」なる偽名で6月23日に 清水家にやって来て,働き始めたが,「八月十六日浦野[浦里村]行ノマ、行方不明ト ナ」り、この間の賃金61円10銭に対し、前渡金は78円90銭であったから、差引17円80 銭、清水家が損失を蒙った。そしてとくに1919年には雇い入れた翌日に解雇するとい った事例もいくつか見られ、労働力需要拡大による労働者の交渉力増大に耐え兼ねて いたことが窺われる⁸⁾。

このように、遠隔地からの季節雇は、量的には清水家の経営にとって不可欠であっ

表21 清水官蔵家の年雇・季節雇

			双川 消水 日 敞	水の年産・学則	/jE	
年次 ——	氏 名	年齢	出身地	雇傭期間 実働 日数		支 払賃 金
九	□□そょ	20	新潟県中頸城郡	4.28~ 6.20 54日		5 円
()	□ □ おしん	18	小県郡上田町	7. 9~ 8.12 35日	1ヶ月8円	9 円31
九年	□□つる	35	上水内郡柏原村	7.12~ 8.12 28日	1ヶ月9円	8 円40
_	□□きみせ(姉)	21	上水内郡七二会 村	5. 3~ 7. 12, 8. 7 71日	1 ケ月 8 円	18円86
九	□□ふさみ(妹)	19	同上	5. 3~ 7.13 _{70.5} 1	1ヶ月8円	18円80
二二年	ロロたけ	21位	埴科郡戸倉村	5.20~ 7.1051.51	6月10日迄1日35銭 6月11日以降1ヶ月	15円52
华	□ □ 斧太郎		小県郡傍陽村	6. 1~ 6.13 11月	8円 1 ケ月 8 円50銭	3 円20
一九	□□治平	35	富山県上新川郡	6. 8~ 6.11 3日	1)	70銭
	□□石舟	23	新潟県中 蒲 原郡	6.12~ 6.17 6 日	1日40銭	2円40
五年	ロロみか	21	新潟県西頸城郡	6.13~ 7. 6 24日	蚕中40銭, その他30 銭, 蛾5銭増	7 円95
	□ □ みつ江	13	埴科郡南条村	3.26~翌2.2	仕着せなしで 1 年18 円	14円
	□ □ き た☆	40	小県郡上田町	5.10~ 6.20 41.5	1 ケ月10円	13円83
_	□□しず☆	22	同 上	5.10~ 6.20 41.5	· //	"
九	□ □ さ わ☆	23	新潟県中頸城郡	5.21~ 6.21 31日	1ヶ月9円	9円
	□□伊作☆	18	石川県河北郡	6. 4~ 7.22 47日	1ヶ月8円	12円53
	すぎ		小県郡上田町	6.11~ 6.209.5日	1日50銭	4 円75
七	□□熊次☆	35	東京市浅草区	6.11~ 6.209.5日	1 ケ月13円50銭	4 円27
_	□□さだ☆	28	新潟県中頸城郡	7. 3~ 7.18 14日	1 ケ月14円	6 円06
年	□ □ は な☆		小県郡和村	7.10~ 9.10 61日	1 ケ月14円	28円50
	ロロきぃ	20	更級郡信里村	8.12~ 9.22 43日	1 ヶ月12円	16円60
	□ □ はるの	20	上水内郡栄村	5. 1~ 7.31 92日	1 ヶ月20円	60円
	□□ □ たませ☆	21	〃 小田切村	5. 9~ 6.2244.5	1 ヶ月20円	29円66
_	□□倉蔵☆	32	"長沼村	5.30~ 6.15 17日	1日1円10銭	18円70
九	□ □ きちの☆	24	南佐久郡畑八村	6. 2~ 6. 4 2日		1 円
	□□長太郎☆	25	茨城 県 新 治郡	6. 8~ 6.15 8日	1日1円20銭	9 円60
_	□□いね		小県郡武石村	6.11~ 6.12 2 月		1 円70
九	□□った		更級郡中津村	6.20~ 7.23 33日	6.20~7.5:1月80銭 その他:1日1円	30円
Æ	□□次幹☆	28	群馬県吾妻郡	6. 24~10. 11 105日	1日1円30銭	157円
年	□□光司☆	28	上高井郡高井村	6.24~ 6.27 3 月		白地1反 3円
	□□っる☆	17	新潟県中頸城郡	7. 1~ 7.21 21日		事情アリ 賃金支払 ハズ

年次	氏 名	年齢	出 身 地	雇傭期間	実働日数	契約賃銀他	支 払 賃 金
	□□延義☆	25	更級郡牧郷村	7. 3~ 7.19	17日	1日1円30銭	22円10
	□□□晋五郎☆	30	東京市牛込区	7. 5~ 8. 6	29日	1日1円30銭	36円50
九	□ □ 留五郎☆	30	福島県若松町	7. 6~ 7. 8	3 日	"	4 円
九 一	□ □ こまつ	20	新潟県中頸城郡	7.25~ 8.10	15日	1 日65銭	9 円75
九	□□文雄	19	埴科郡南条村	7.29~ 8. 7	9 日	1日70銭	6 円30
年	ロロくめ	22	新潟県中頸城郡	8.12~ 8.13	2 日	1 ケ月24円	1 円60
-1-	□□とめの☆	21	上水内郡七二会 村	8.19~ 9.12	14日	1 日90銭	11円
	ロロッキ	24	村 小田切	8.22~ 8.23	1 日		50銭
	(姉)	31	新潟県東頸城郡	6. 4~ 9.23	110日	1 ヶ月36円	123円60
	□□□ちよ(妹)	17	同上	6.26~ 7.16 8.17~ 8.19		1 日80銭	17円60
九	□□藤一郎☆		上高井郡瑞穂村	6.18~ 7.13	23.5日	1日1円40銭	32円90
=	□□利広☆	31~ 32	更級郡川柳村	7. 2~ 7.13 8.18~ 9. 3	27.5日	7月:1日1円40銭 8~9月:1日1円20	36円40
Ξ	ロロひき		〃 稲里村	8.15~ 9. 6			23[1]
年	□□炸義☆	17	上水内郡日里村	8.16~ 8.22	5.5日	1日1円	5 円50
	□□けさ	16	群馬県吾妻郡	8.19~ 8.23	5 日		3 円50
	□□はつい☆	13	新潟県中頸城郡	4. 6~		1ヶ年60円および仕 着せ ²⁾	60円
	□□はるえ☆	19	上水内郡七二会 村	5. 17~ 5. 28	9.5日		8 円50
	(姉) □ □ つちよ☆	36	小県郡傍 陽 村	5.28~ 6. 3		6月1円10銭	6 円60
	(妹)	22	〃 和 村	6. 4~ 6.20 7. 6~ 7.16	25.5日	6月1円10銭 7月1円30銭 6月~9月10日:	30円05
_	□ □ 関太郎	29	〃 和田村	6. 18~10. 7	107日	1日1円40 9月11日~10月:	147円30
九	□ □ l え☆	25	新潟県西頸城郡	6.20~		1日1円30 1ヶ月30円	
_	□□平吉	30	新潟県中頸城郡	6. 23~ 9. 10	79日	1日1円40銭	109円
_	宮 井 乙次郎 (本名:N)	42	(生地) 西筑摩郡三岳村 (本籍)	6.23~ 8.16 (行方不明)	47 ⊟	1日1円30銭	78円90 /17円80\
六	□□行雄	17	大阪市西淀川区 更級郡川中島村	6, 24~ 8, 14	41 日	1月1円	人損 / 41円
年	□□恒太郎	24	上 田 市			1日1円40銭	34円
•	t つ☆		新潟県西頸城郡			1月1円30銭	4 円50
	□ 景喜	21	朝鮮京幾道	8.11~ 9. 5			15 円およ び仕着な ど
	□□±造	38	上 田 市	6月~12月	140.5日		80円
	□□□音次郎	38	小県郡武石村	11. 15~12. 10	26日		
(出典	 表17と同じ。	1				1	<u> </u>

(出典) 表17と同じ。 注:1)□□ 治平(1915年):「給金問題ニテ最モ繁忙中暇ヲ取リシヲ以テ閲旋人ノ取斗ヒニテ七十銭支払」とある。

- 2) □□はつい(1926年): 給金60円, 仕着等40円30, 食費100円の計算。
- 3) 🗋 <table-of-contents> <table-of-contents> 🖹 喜 (1926年) : 朝鮮總督府留学生, 上田蚕糸專門学校生徒。
- 4) □□音次郎(1926年): 茨城の蚕種得意場に旅行。
- 5)1917年以降の☆は口入業者を介して雇入れたもの。

たが、村内労働力より質的にはるかに不安定な側面を有していた。その理由は、むろん、遠隔地出身労働者は雇主に対して、地主小作関係はもとより村落共同体的関係から自由であり、被雇傭に当たって村内労働者よりはるかに自由な賃労働者たりえたからであろう。そして賃金形態も現物給は存在せず⁶⁾、数日の短期契約でも数カ月の長期契約でも、一日当たりの賃金には差別はもはや存在していなかった。

(6) 富農経営の性格

以上、清水家の雇傭労働力の特質を要約すると、まず常雇は1名のみであったが、同家の必要に応じていつでも雇傭され、手代として遠隔地への蚕種行商に旅立つほか、さまざまな労働に携わり、清水家の蚕種経営に不可欠な存在であった。また村内日雇は短期の雇傭が多かったが、量的にはきわめて重要であり、常雇とともに労使関係は安定的であった。その安定性は地主小作関係・「殻儲」という直接的関係とともに村落共同体内の階層性によっても支えられていたと思われる。他方、村外日雇は蚕種製造期に短期的に上田市中から雇い入れるものが大部分であり、これが最も新しい型の賃労働者であった。遠隔地からの季節雇も量的には重要であったが、同家との固定的関係はなく、継続性に乏しかった。そしてとくに大戦期以降、その労使関係は不安定性を帯びるようになり、富農的蚕種経営に脆弱性を付与するものとなった。いずれにしても、この蚕種経営は、一方では地主小作関係・「殻儲」などと絡み合った村内の雇傭労働力を基礎とする旧い側面をもつと同時に、他方では規模拡大とともに都市通勤労働者を含むより自由な村外の賃労働者をも大量に雇傭していったのであって、その意味で同家の富農経営は多分に過渡的な性格を有していたといえよう。

このように、同家はかなり多様な雇傭労働力を有していたが、わずかの子守年雇を除けば、他はすべて労働日数・内容に応じて、ほぼ同一基準の賃金が支給され、その点で常雇・季節雇も差別はなく、いずれも実質的にはすでに「日雇化」していた。また、藤本蚕業の場合でも、20年代後半の例ではあるが、常雇の賃金計算は全く同様に「日雇化」していた10°。こうした「日雇化」は、同地の養蚕・蚕種富農経営の発展が、ますます大量の雇傭労働力を必要としたことによって進行したわけであるが、また、養蚕・蚕種経営における労働が季節的・短期的であり、労働の強度が労働期間の中で大きく変化することも、この「日雇化」を促進させたと考えられるのである11°。

こうした形態がいつ頃から定着したのかは、いまのところ明らかではないが、いくつかの断片的な資料から推察すると、遅くとも1890年代初頭には、すでにこの「日雇化」が進んでいたことが窺え、かつ賃金支払い基準は、やはり相当早くから年々村内で決定されていた。すなわち『明治二十四年塩尻村賃金標準』なる資料によれば、種・なの雇傭労働について、1日当たりの賃金が何らかの方法で村で決定されていることが判明する。その後、1914年にはこうした賃金協定は、「上塩尻蚕種業組合」で行われており120、さらに1920年には塩尻村農会で「労銀標準」が定められている130。

しかも23年の農会における「労銀調定」については「本村農会は例に倣つて去一日 労資相互の会合を求めて農蚕業労銀の標準額を定めたるが1401, とあり、単に雇傭側 によって一方的に決定したのではなく、被雇傭者側も決定に参加している点が注目さ れる15)。これは、一見雇傭主に対してきわめて従属的であったかのようにみえる村内 の貧農―農業労働者層の階級としての自己形成の結果であるかのごとくである。とは いえ, そこで決定された8月最高賃金(賄なし)をみると,23年1円70銭,24~25年 1円80銭、26年1円70銭で、周辺村より低いといわれる西塩田村よりも下回ってい た16)。もっとも27年はやや複雑で、2月に決定された西塩田村の8月最高賃金は1円 80銭であったのに対し、5月決定の塩尻村のそれは1円60銭であったが、同年の霜害 や金融恐慌による不況のため、西塩田村などでは8月に引き下げが決定され、同村の 同月最高賃金は1円58銭になったのに対し、塩尻村ではその後引き下げの措置は採ら れなかったから、相対的に若干高めになった10。ところが、翌28年は小県郡では労賃 が反騰するのに対し、塩尻村では西塩田村と同様に据え置かれるばかりか、同村では 「仕事の能率を高め」るために勤務時間の制定までが行われ、労働強化が図られてい る180。こうした点をふまえると、少なくとも20年代において「労資相互の会合」によ る賃金決定システムは、ここでは他村以上に賃金水準抑制のために機能していたとい えよう。このようにみてくると、この段階では、まだ同村における蚕種富農経営のも との村内農業労働者層の交渉力は、著しく微弱であったと考えられる。

さらに、同村の蚕種富農経営は、大部分の種繭を経営外から調達していたから、耕作部門を拡張してゆく必要は必ずしもなく、したがってその発展が地主的土地所有を直接に掘り崩してゆく作用はなかったし、また、地主小作関係と絡み合った村内の雇傭労働者を経営の一つの基礎としていた以上、貧農=農業労働者層に相対する限り、むしろ地主層と利害を共有した100。それゆえ、同村の蚕種富農経営の展開が旧い農村構造を変革してゆく力には大きな限界があったと思われるのである。もっとも、この点は、昭和恐慌期およびそれ以降に富農経営が危機に陥ってゆく過程で、農村構造が

いかに動揺・変化していったかについてをも含めて、検討する必要があるが、本稿では残念ながら、その準備がない²⁰⁾。

- 1)清水家『田畑小作及手入控帳』(自明治四拾五年)。
- 2) 平野義太郎監修『土地改革の農民的型態』(文化評論社,1948年)62頁。
- 3) 20年は595円。ただしこのうち355円は山林開墾請負代である。次に多いのは23年410円, 24年365円, 25年340円等である。
- 4) 1922年の『労銀帳』には、Mの長男の欄に10月下旬に「稲刈ノタメ休ム」とあり、23年にも同様の記載があるが、清水家は田を所有していないことから判る。
- 5) 『雇人控帳』などの記載と『塩尻時報』所収の「県税戸数割納税人名書」による。
- 6) 早川直瀬『養蚕労働経済論』同文館, 1923年(復刻版, 農文協, 1977年, 344~345頁)。
- 7) 「人夫送り状」の一例(1917年)を以下に記しておこう。

I 八天쯔り仏	Γ	人夫送り状
---------	---	-------

石川縣河北郡俱利加羅村字□□□□□番地

戸主 □□□□□ 二男

明治参十参年参月

武士五日生

右謄本ト相違ナキ人夫差上候間

御使用被下度願上候也

上田天神町 ロ入業山や 山岸與四郎

六月四日

上塩尻村 清水官蔵様

- 1

この文面からも、「桂庵」は労働者の「素性」を確認することが重要であったことがわかる。すぐ後で述べるように、遠隔地からの季節労働者は前借金を受け取ったまま逃亡するといったようなこともあったからである。

- 8)以上,同家『雇人控帳』『労銀帳』各年。
- 9) もっとも、若年女子労働者に対して、契約賃金以外に現物の追加給は時に存在する。
- 10)藤本蚕業『常雇雑用諸日誌』(自大正十五年至昭和二年)。同社の労働力構成は前章で若干 ふれたが、常雇については、労働日が年間150日前後以上の者は26年11名、27年9名存在し、いずれも村内出身者とみられる。そのうち女子が26年7名、27年6名と多く、彼女等は5~10月に集中的に雇われ、ことに6~9月はほとんど休みなく労働する。またこの場合も、労働内容は「真木割」「畑手入」などを含み、かなり雑多で、かつ現物給が若干残っている。なお、この資料にも同族各家における養蚕・蚕種製造の雇傭労働力の記載はない。
- 11) 実際、日給は月や労働内容によってかなり異なって定められている。
- 12) 上塩尻蚕種業組合「労働賃金表」(1914年5月)。
- 13) 塩尻村農会「農蚕業労銀標準ノ件」(1920年7月) によれば、「本年経済界ノ急変ニ依リ農 蚕業ニ大ナル打撃ヲ受ケ随テ労銀受払モ区々ニ渉リ一定セザル状況ニ有之依テ本村農会ニ於 テ当業者ノ参考ニ資スル為メ隣接市町村ノ実業団体ニ於テ協定シタルモノヲ参酌シ左記ノ通 標準相定メ候ニ付此際円満ナル受払ヲ遂クベキ様組合内ニ周知方御取計相成度」とある。
- 14) 『塩尻時報』58号(1923年6月15日)[縮刷版,前編,381頁]。
- 15)農会内においてこうした方法で農業雇傭労賃を決定することは、上田小県地方では1921年 の西塩田村が最初とされ、その後、同地方の他村でもかなり普及していった。この点、西田 美昭編著『昭和恐慌下の農村社会運動』(御茶の水書房、1978年) 473頁を参照。塩尻村でい つからこの方法による労賃決定が行われるようになったかは不明であるが、西塩田村の「労 資協調委員会」設置後まもなく、塩尻村もこれを**依**ったことになる。

- 16) 同上,西田編著,469頁,および『塩尻時報』58・76・91・107号 (23年6月15日・24年6月11日・25年6月11日・26年6月20日) [縮刷版,前編,381・459・521・594頁]。ただし25年は同一。
- 17) 同上,西田編著,469・499~501頁,および『塩尻時報』123・136号 (27年6月11日・28年6月25日)[縮刷版,前編,670・749頁]。また,藤本蚕業 『常雇雑用諸日誌』(自大正十五年至昭和二年)でも引き下げが行われていないことが確認できる。
- 18) 『塩尻時報』136号(28年6月25日)[縮刷版,前編,749頁]。「時間の制定は左記時間迄 に雇者方へ到着し仕事の切上げは夕刻点燈同時のことであるが養蚕時期及び特別の場合はこ の限りではない」とし、たとえば6~8月は午前6時から、となっている。
- 19) 藤本蚕業の佐藤尾之七ほか, 数名の富農的蚕種製造家は「上塩尻地友会」「下塩 尻 地 友 会」といった村内のいわゆる協調組合の地主側委員でも あった(『塩尻時報』91・233号, 1925年6月11日・1935年11月11日 [縮刷版,前編,524頁,後編,375頁])。
- 20)また、村内の小作人としての階級的結集たる「上塩尻小作組合」「秋和小作組合」「下塩尻小作組合」もそれぞれ24年10月・24年12月・26年2月に設立されており、この点についての評価も必要である。ただし、蚕種富農経営の最も集中した上塩尻の小作組合員数が33年11月現在でわずか32名しかいないことにも注意すべきである(前掲『土地改革の農民的型態』70頁、「下塩尻小作組合」の設立年次は、『塩尻時報』103号、1926年3月11日〈縮刷版、前編、574頁〉で訂正)。

V. 結 語

周知のように、1920年代以降の蚕種製造業は、片倉製糸をはじめとする製糸兼営蚕種製造経営の急速な発展がみられ、技術的にもそれらが蚕種業をリードしてゆく段階となった。しかし、この段階においても、なおわが国有数の蚕種生産地であった長野県小県郡の富農的蚕種経営は、関東・東山地方に特約取引が容易に普及せず、在来の伝統的蚕種製造家=蚕種商人との結びつきが強固であったがゆえに、特約製糸からの蚕種製造を受託することによって、そうした製糸資本のもとに従属するようになることは、かなり遅れ、比較的長く製糸資本からの独立性を保った。

しかし、昭和恐慌期を乗り切るためには、やはり富農経営に一定の蓄積が必要であったし、それがない場合は完全に没落に帰した例もあった。本稿で取り上げたその事例では、危機からの脱出口として、特約製糸との結びつきを求めたのであるが、そのことは、製糸資本の経営危機のためにかえって没落を早めることになったのである。

さらに、特約製糸の下請機関化がかなり遅れたとはいえ、同地方最大の蚕種製造経 営、藤本蚕業も結局は、37年頃に大製糸資本、片倉製糸の系列下に収まることになっ た。

さて、地域的に時期的・量的差異はあれ、1920年代以降、全国各地で多くの富農的 蚕種経営が、特約製糸からの蚕種製造を受託することによって、その活路を求めたこ

とは事実である。しかし、その展望は、やはり一般的には必ずしも明るいものではなかった。すなわち、20年代以降の不況・恐慌下に危機に陥り、破綻を来す大小製糸資本への蚕種供給の場合はもとより、製糸業を制覇してゆく片倉製糸・鐘紡という大製糸資本のもとでの受託蚕種製造の場合も¹⁾、製糸資本は自社製造蚕種の供給不足や地方的利害への配慮ないし特約取引拡大の手段として、やむをえず、あるいは 過渡 的に、富農経営に製造委託をしたにすぎず、やがては自身の製造蚕種にとって代わらせる意図を有していたからである。

例えば、片倉製糸も、同社の特約取引の急速な拡大によって²⁰、 蚕種製造家への製造委託蚕種をかなり増加させたもようであるが³⁰、 他方でできるだけ同社製造蚕種に切り換える動きもあったから、製造受託経営は必ずしも安定した経営を保証されていたわけではなかった。例えば、地元有力蚕種経営に特約取引用蚕種の製造を委託していた片倉製糸の傍系製糸たる岩手県是製糸は、1932年に、片倉製糸本社に次のように報告している。

当会社創立当時 [1929年一引用者] 地方ノ有力ナル蚕種家ニシテ当社株式五〇株以上持株セル蚕種家ヲ糾合シ蚕種連盟ヲ組織シ原種ヲ配給シテ其蚕種ハ年々買取リ組合ニ配付ノコト、ナリ居ル関係上之レガ将来会社経営ノ一ツノ癌トナリ年々数千円ノ欠損ヲセザル可ラズ故ニ今後ニ於テ蚕種連盟ノ解散ヲ断行セザル可ラズ当然正面衝突モ起ル可ク,漸次之ニ向ッテ対策講究ノ必要アリ⁴〉

あるいはまた1921年より製糸業に参入した鐘紡も、在来の蚕種製造経営にかなりの 製造量を委託したが55、1932・33年頃の同社についても次のように回想されている。

当時、会社の蚕種を配布する特約組合をつくることは非常に困難だった。その原因は各地方の有力蚕種家が、自家蚕種を販売するための方法として、比較的優良な組合と緊密な連絡をとっていた関係上、会社と特約を結ばれたのでは地方蚕種家は自滅することになるからで、会社が選ぶ組合との契約を極力妨害した。このため、優良組合と結ぶためには、ある期間は地方蚕種家の蚕種を認めてやることがかえって優良な組合を獲得する近道だったので、最初は、全組合の約半数くらいは地方優良な蚕種家の特に吟味した原種を選び、製造配布を許した。しかし次第に会社の蚕種が優秀で有利なことが判明し、自然に会社の蚕種に統一されるようになったのにはそれほど長期間を要しなかった60。

こうして、大製糸から蚕種製造を受託した在来の蚕種富農経営の展開は、もはや決定的に大製糸資本の動向に規定され、淘汰されていった場合も多かったと考えられる"。

また本稿では清水官蔵家を事例として、蚕種富農経営の雇傭労働力の分析 を 行った。そこでは、規模拡大とともに近隣の地方都市から通勤するより新しい型の賃労働者、遠隔地からの出稼ぎ労働者が量的に重要な位置を占めてゆく一方、同家との地主小作関係や「殼儲」の関係と重複する雇傭労働者を含んだ従属的な村内労働者をもなお経営の重要な基礎としており、その意味で同家の富農経営は過渡的な様相を呈して

いた。

また一般的に同村における富農経営の発展は、直接的には地主的土地所有と対立することなく、さらに一部に地主小作関係をてことして、貧農層を経営に従属させていたから、村内の農業労働者―貧農層に相対する限り、地主層と利害を共にした。それゆえ、少なくとも1920年代までは村内の農業労働者―貧農層の交渉力もやはり徴弱のままで、富農経営の展開が旧い農村構造を変革してゆく役割には大きな限界があったと思われる。ただし、本稿では、昭和恐慌期以降に農村構造がどのように動揺し、変化したかという問題、すなわち富農経営の危機・破綻の農村構造にとっての帰結に関する分析には至っていない。

- 1) 郡是製糸は、1923年ころに蚕種会社を急速に買収して生産を拡大した後、在来の蚕種製造経営への製造委託は、ほとんど行わなかったようである。もっとも全く行わなかったのではなく、1925年には、「従来ハ自製ナリシモ島根県ノ荒木ト云フモノニ依テ指定蚕種十萬枚」を製造させたといわれている(片倉製糸『所長会談関係雑書類』(自大正十三年至昭和三年))。
- 2) 同社の特約取引の拡大については、拙稿「昭和恐慌下の養蚕農民―片倉製糸からの透視」 (椎名重明編『ファミリー・ファームの比較史的研究』御茶の水書房、1987年、所収)を参 照されたい。
- 3) さしあたり、『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』(1941年) 229~230頁。
- 4) 片倉製糸『所長現業主任事務主任意見書』(1932年6月)。
- 5) 前掲,『鐘紡製糸四十年史』91頁以下。
- 6) 同上、669~670頁。
- 7) 昭和初期に、「アスコリ×九八」なる優良な多糸量系黄繭種の製造で一世を風靡した愛知県の河田悦次郎の経営も、結局35年に鐘紡に買収された(同上、100頁)。
- (付記) 藤本化工㈱の佐藤一助氏を初めてお訪ねしたのも、東京・田園調布の清水家で蚕種経営の資料を発見したのも、1982年のことであった。にもかかわらずとりまとめにひどく時間がかかったことを資料所蔵者の各位に御詫びし、かつ御礼を申しあげたい。なお本稿は、1986年度の日本経済研究奨励財団の助成による研究成果の一部である。

(本館 歴史研究部)